

第11回及び第12回 政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

総数:150
 【A】対応 :90(59.2%)
 【B】引き続き検討 :16(10.5%)
 【C】対応困難 :21(13.8%)
 【D】事実関係の照会等 :25(16.4%)

【A】対応 90

類型	施策番号	項目数	主な対応内容
A1	令和4年度事前分析表で対応済 令和5年度事前分析表で対応予定	78	新たな指標の設定、達成目標の設定等
A2	実績評価書(令和4年8月評価実施)を修正	11	判定の見直し等
A3	その他	1	制度的対応、運用改善等

【B】今後検討、引き続き検討 16

【C】対応困難 21

【D】事実関係の照会、見解を問うもの等 25

※ 1つの意見が複数の検討に派生した項目等があることから意見の数と対応状況の総数は一致していない。

第11回及び第12回 政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況		R5年3月時点での検討状況		担当部署
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況	
第11回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況									
医療・衛生WG									
1	宮崎委員	I-2-1	課題3と測定指標の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・課題3で「専門分野における質の高い看護職員の育成」を掲げているが、それに対応する指標8は、新人看護職員の研修を実施している病院の割合となっている。 ・今後医療が高度化していく中で、専門性の高い看護職員について、認定看護師や専門看護師等の資格を有する看護職員の数・割合を増やしていくことが妥当な課題、達成目標であると考えられる。 ・また、新型コロナウイルス感染症への対応の中で、感染症の専門性の高い看護職の育成・確保は非常に課題になった。感染症対応の研修を受け、重症化患者に対応した看護ができる専門性の高い看護職の育成が重要な課題であり、そのような点を指標とする必要がある。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、達成目標3に「資質向上に関わる研修推進により、新人看護職員や質の高い看護職員を育成すること」という文言を追加した。 ・また、達成目標3に係る指標については、感染症のみに限定せず、質の高い看護職員の育成に関する指標として、特定行為研修に係る指定研修機関数を新たに測定指標として設定した。 			医政局
					対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師及び専門看護師については、公益社団法人日本看護協会の認定制度であるため、特定の団体による資格制度を指標として選定することは適切ではないと考える。 			医政局
2	宮崎委員 印南委員 佐藤委員	I-2-1	課題2、達成目標2、測定指標	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標2で、看護職員の量的確保が達成目標とされているが、看護職員で最も課題となっているのは、領域偏在。 ・諸外国に比べて、我が国では看護職のマンパワーが病院、医療機関に割かれており、今後、入院期間の短縮や地域医療、地域包括ケアの時代を迎えるにもかかわらず、訪問看護や介護施設といった在宅医療や地域医療に就業する看護職員の割合が依然として非常に低い状況。 ・領域偏在について対策を取られている旨の説明は理解したが、政策評価の課題として今後取り上げるべきではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、達成目標2の看護職員に関する記載として、領域偏在の是正を追記した。 ・上記に対応する指標として、地域包括ケアシステムの構築に向け特にニーズが高いと考えられる、訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所における就業看護職員数を新たに測定指標として設定した。 			医政局
					対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、指標5(就業看護職員総数)の中期的な目標値としては、令和8年度に1,801,633人以上とし、短期的な目標としては、令和5年度に1,750,916人とすることを目標値とした。 ・なお、就業看護職員総数は、医療施設(静態)調査及び衛生行政報告例(隔年報)に基づき3年毎に算出するところ、直近では令和2年度に調査が実施されたため、短期的な目標は医療施設(静態)調査の次回調査年度である令和5年度とした。 ・本施策目標について令和5年7月～8月に実績評価を行う際には、令和2年度までの目標値と実績値により、指標5の達成状況を判定する。 			医政局
4	佐藤委員	I-2-1	指標1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療科の設定が小児科、産婦人科、外科で適切なのか。小児科と産婦人科は2036年時点では現数との逆転が生じると見込まれる診療科であり、今後圧倒的に不足すると思われるのは、救急と脳神経外科ではないか。指標として設定する診療科については再検討してほしい。 ・実数で比較するのではなく、現存数に対して不足分がどの程度の割合を示してはどうか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が策定する医師確保計画においても、小児科・産科については、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、小児科・産科における医師偏在指標を示し、小児科・産科における地域偏在対策に関する検討を行うため、別途確保計画を定めることとしている。そのため、診療科別医師数の増減割合を測定する診療科として、小児科及び産科を設定することは適当であると考えられる。 ・外科についても、医師の増加数が乏しく確保が課題となる代表的な診療科であることから、診療科別医師数の増減割合を測定する診療科として設定することは適当であると考えられる。 ・救急については、医師届出票において集計を開始したのが平成18年であるため、倍率ではなく医師数を参考指標として新たに設定した。 ・小児科・産科・外科を測定指標とし、救急を参考指標とした理由は、救急科は平成18年から統計を開始しており、他診療科のように平成6年との比較ができないこと及び救急科医師は増加しているためである。 			医政局
					対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・脳神経外科については、どのような疾患を念頭に不足すると考えられるかが不明であるため、対応困難である。 ・ご指摘の不足数については、採用する基準如何により容易に結果が変わり得るものであるため、不確かな算出方法をもって指標とすることは妥当ではない。 			医政局
5	井深委員	I-2-1	指標1	<ul style="list-style-type: none"> ・本施策目標だけでなく、政策評価における目標値(目標水準)の設定について、将来的にいつまでに、何を達成するのかある程度明確になっているケースもあるはず。 ・特定の年度までの目標を設定し、それを踏まえ、単年度当たりでどのような目標水準とするか逆算して設定することで、ロードマップを描くようにして目標値を設定すべきケースもある。 ・指標1の医師数の増減割合は、令和4年度の目標値が「前回調査以上」となっているが、長期的に、いつまでに、どの水準まで、という目標設定をしているのか。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の不足数については、採用する基準如何により容易に結果が変わり得るものであるため、不確かな算出方法を持って指標とすることは妥当ではない。 			医政局
					対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、課題欄に以下の記載を追記した。 <p>「歯科衛生士は、他職種と同様に、ライフイベント後の復職が課題である。また、歯科疾患の予防や重症化予防に対するニーズの高まりから、歯科衛生士に対する需要が増大している。」</p>			医政局
7	井深委員	I-2-1	課題4	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種・多機関連携という観点から、医療従事者の質の確保を図ることに資するというロジックであるなら、ドクターヘリ以外にも多職種・多機関連携が必要となるケースもあるため、ドクターヘリ以外も達成目標4(ひいては測定指標)に記載してはどうか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリという特殊な場所において、安全管理を考慮した救急医療を提供できる医師・看護師等の養成、育成を図ることについても、医師、看護職員をはじめとした医療関係職種の資質の向上という達成目標3に含まれるものであることから、ドクターヘリ関係を達成目標4として記載するのではなく、達成目標3に含めることとした。 			医政局

8	田宮委員	I-2-1	課題1、達成目標1、測定指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の偏在対策や医師と他の医療関係職種との連携という観点から、総合診療医の養成が重要であると考えます。 ・ ドクターヘリも大事だが、高齢化や慢性疾患の増大に伴い、総合診療科へのニーズは非常に大きく、資質の担保も重要であるので、総合診療医の養成にフォーカスした記載を入れた方がいいのではないか。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合診療医の育成については、施策目標I-1-1の達成目標4として、新専門医制度の円滑かつ適切な実施による質の高い専門医の養成や総合的な診療能力を有する医師の養成を推進する、としており、その測定指標として「総合診療センターが設置された都道府県数」を設定している。 ・ 上記の理由により、目標設定が重複するため、本施策目標での記載は行わない。 			医政局
9	田宮委員	I-2-1	指標8関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標3に係る指標8の「研修医の満足度調査」について、調査内容が、本人のキャリアプランに合致した臨床研修であったか、やりたい手技を研修で学べたかということも踏まえて、研修のプロセス評価を記載してほしい。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修医一人一人の評価としてプロセス評価は必要であることから、令和2年度から、研修病院において、少なくとも半年に一度、研修医の形成的評価を行っている。 ・ 令和4年3月に形成的評価の実施状況を病院に調査しており、現段階で測定指標とすることは困難であるが、実績値がある程度の年度分積み重ねる中で、測定指標又は参考指標として何か設定できるかを検討する。 	引き続き検討	令和2年度から、研修病院において、少なくとも半年に一度、研修医の形成的評価を行っており、令和2年度に研修を開始した者が修了となる令和4年3月に、形成的評価の実施状況についても病院に調査し、現在集計中である。現段階で測定指標とすることは困難であるが、実績値がある程度の年度分積み重ねる中で、測定指標又は参考指標として何か設定できるかを検討する。	医政局
10	田宮委員	I-2-1	達成目標1関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援が重要。臨床研修では医師不足地域に行ったとしても、その後、当該地域に定着しないという問題がある。 ・ 上記の問題については、若手医師のキャリア形成の工夫等に取り組んでいるようなので、その部分のプロセス評価を行うべき。 					
11	印南委員	I-2-1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ (概要により)ロジックツリーが示され分かりやすくなると同時に、現状、背景・課題、達成目標との間の論理的なロジックの欠落が目立つようになった。 ・ 概要や事前分析表は公表資料なので、公表資料だけを見て、指標がこれしかないのかも思われかねない。 ・ そのため、「本来は〇〇という指標で施策の効果を測定したいが、・・・といった制約があり困難であるため、代替として××という指標を用いる」ということが分かるような記載をした方がよい箇所もあるのではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状⇒課題⇒達成目標⇒測定指標に至るロジックについて、各委員からのご指摘を踏まえ、上記のとおり、可能な修正は行った。 			医政局
12	印南委員	I-2-1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前分析表に取り上げる項目が、現在フォーカスを浴びている内容とはずれている(総合診療医等)。現在フォーカスを浴びている内容は、事前分析表でももう少し前面に打ち出すべきではないか。 					
13	佐藤委員 印南委員	I-3-2	指標1及び指標2の令和4年度目標値の設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び指標2の令和4年度目標値の設定根拠が不明。理由がないまま目標値を設定することは意味がない。何を根拠にこの目標値を設定されたのか、どのようなゴール設定をしているのかをきちんと示すべき。 ・ 測定指標の欄にもう少し記述をすべき。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値の設定根拠欄の記載を修正した。 			医政局
14	宮崎委員	I-3-2	課題、達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題欄の記載が、近年の課題が何なのか分からない記載となっている。 ・ 医療安全確保対策の中で、医療安全支援センターの機能や役割が重要だと考えるが、同センターの現状や機能状況、それらを踏まえ課題があるならば、それらが課題欄に記載すべき具体的な内容になるのではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題部分の記載について、医療安全支援センターに関する記載を追記した。 ・ また、達成目標も「医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備」との記載に修正した。 			医政局
15	田宮委員	I-3-2	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事故情報等の分析と産科医療補償制度における分析では、データを収集して分析した結果が効果的にフィードバックされているかどうか重要であり、この点を指標に反映できるとよい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、現在設定している「Webアクセス件数」が病院等で活用されていることを示す指標であると考えます。 			医政局
					対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標2については、活用状況について継続的に調査していないため、ご指摘の点を設定することは困難である。 			医政局
16	大西委員	I-6-1	指標11及び指標12関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の流行初期に偏見・差別の問題が見られたが、感染症に対する国民のリテラシーを向上させることは重要な政策課題。 ・ 特定の感染症に関する理解度の向上やリテラシーの向上を通じて、今後起こりうる新興感染症に対する国民の理解度を向上させることが必要。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、概要及び課題欄にハンセン病問題への正しい理解に関する記載を追記した。 			健康局
17	田宮委員	I-6-1	達成目標2関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンセン病の教育については、医療従事者に対する教育も重要であるため、その点をフォーカスに入れてほしい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、概要及び課題欄に医療従事者への教育に関する記載を追記した。 			健康局

18	田宮委員	I-6-1	指標3関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病相談支援センターにおける相談について、(厚生労働省健康局難病対策課調べ「指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に関するWEBアンケート調査」(平成30年10月)によると、)専門的知識・スキルのある人に対応してもらえなかった、場所が遠すぎる等の不満の声がアンケート結果から見て取れる。 ・ 難病患者の方が、専門的知識にアクセスできるようにする(難病相談支援センターでの相談で専門的知識を踏まえた上で丁寧に対応する)、オンライン相談をするといったことはしてはくべきではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策実現のための課題として、「難病相談支援センターによる支援の質の向上及び底上げが重要である」との記載を追記した。 			健康局
19	佐藤委員	I-6-1	指標1及び指標4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病と小慢について、特に難病関係では、医療受給者証交付件数を主要な指標とし、目標値は「毎年度:前年度以上」とされているが、これを主要な指標とすることが適切なのか。 ・ 目標値を「毎年度:前年度以上」とするという事は、潜在患者がいると認識しており、潜在患者をどのように把握し、アプローチしていくのかということの方が重要ではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象疾病数については、令和3年度では、難病6疾病、小慢23疾病を追加しており、研究の進捗次第だが、今後も一定数が毎年追加されていく見込み。 			健康局
					対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在患者数の把握が困難である以上、例えば医療費助成制度の認知率の設定も困難である。 		健康局	
20	佐藤委員	I-6-1	指標6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度目標値が「前年度以上(41自治体以上)」という水準は、都道府県、政令市、中核市が対象の事業であることを踏まえると、目標値が低すぎるのではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、令和4年度の目標値は、まずは47都道府県において地域の実情に応じた重症化予防の取組が行われることを目指し、47自治体以上と設定している。 			健康局
21	佐藤委員	I-6-1	指標15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な指標として指標15が選定されているが、令和3年度に既に47都道府県にアレルギー疾患医療拠点病院は設置されており、令和4年度はそれを維持するとのことだが、これを主要な指標とする意義はないと思うので、他の指標を主要な指標とされたい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、指標16(都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数)を主要な指標として選定した。 			健康局
22	佐藤委員	I-6-1	指標17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度実績値が過年度に比べて大幅に増加したのは、オンライン化の導入前は、潜在的に受講意欲のあった者へのアプローチが十分にできていなかったことを示すものだと思う。 ・ オンライン研修の推進により更に受講者数の増加に繋がれると思う。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、本指標の令和3年度はオンライン研修の活用により、実績値が大幅に拡充され(463人)、令和4年度もオンライン研修を実施しているため、潜在的な受講意欲のある者の研修受講が進むことが期待される。 ・ そのため、令和2年度から令和3年度への増加分(356人増)を踏まえ、令和4年度も同程度の350人程度の積み増しができると考え、令和4年度も目標値を「前年度以上」ではなく、「800人」と設定した。 			健康局
					今後検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革工程表において、本指標は令和4年度までとしているところであり、累積医師数ではなく、新規受講者割合の向上や医師数に占める受講済み数の割合等の別指標を設定することについては、KPIの設定と併せて、令和5年度目標設定時の検討とさせていただきます。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 改革工程表2022において、令和5年度以降も引き続き「中心拠点病院での研修に参加した累積医師数」をKPIとして設定したところであり、ご指摘も踏まえ、直近の増加率を踏まえた目標値を設定した。 	健康局
23	宮崎委員	I-6-1	達成目標1関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病対策における地域の拠点は保健所であり、保健所に難病対策地域協議会を設置し、地域の医療機関や生活支援サービスを実施している市町村等の関係者をつないでいく役割を果たしている。 ・ この保健所の機能についての現状、課題、目標、指標を追加してほしい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、概要及び課題欄に協議会に関する記載を追記した。 ・ また、測定指標8及び測定指標9に難病対策地域協議会及び慢性疾患児童等地域支援協議会の設置率を追加した。 			健康局
24	田宮委員	I-6-3	課題、達成目標、指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被爆者の方が高齢になっておられる現状の中で、健康診断や高齢化したご本人への診療も大事だが視点を変えると、唯一の被爆国として、被爆者の記憶・経験を世界に伝えていくことも非常に重要なので、そのような点を課題として取り上げて欲しい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標2として、「世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていく。」を新設し、関連する指標も設定した。 			健康局
25	佐藤委員	I-6-3	指標1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1について、「受診率の直近の減少トレンドを考慮して、減少トレンドを上回る受診率を達成するよう目標を設定した」と記載されているが、今後、減っていく指標を目標値に掲げることが適切なのか疑問。別の指標を新たに設定する必要があるのではないか。 ・ すぐに指標を変えることが難しいのは理解しているので、引き続きこの指標1を記載する場合には、減少トレンドを考慮した場合の受診率がどの程度で、それを上回る受診率を設定しているのかことなので、目標値と減少トレンドを考慮して機械的に算出した受診率の差異がどの程度あるのかを示してはどうか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の目標値は「減少トレンドを考慮した受診率(=前年度受診率×過去3年の平均増減率)」となっており、当該値を上回ることを目標値としている。 ・ そのため、既に、目標値は減少トレンドを考慮して算出した受診率となっている。 ・ 上記の点が明らかになるよう、事前分析表内の「目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」欄の記載を追記した。 			健康局
26	佐藤委員	I-7-2	達成目標1に係る指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び指標2ともに実績値が高いものであるが、一方で、実態調査結果では達成率が低い項目があり、そのことが医療用から一般用に医薬品を転換する場合のボトルネックになっている場合があるため、達成率が低い項目の向上を見るための指標が必要。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応(薬局及び店舗販売業)」及び「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応(特定販売(インターネット))」を測定指標として追加した。 			医薬・生活衛生局

27	佐藤委員	I-7-2	達成目標3に係る指標	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標3は「都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上」という質の向上を目標として掲げている。これに対する指標として、指標8では、都道府県・PMDAでのGMP査察研修の実施回数というアウトプット指標のみとなっているが、適当なのか(質の向上の状況を把握できるアウトカム指標が必要という趣旨)。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 研修の質を示すものとして、新たにアウトカム指標(GMP査察の理解度)を追加した。 なお、ご指摘のあったアウトプット指標(研修の回数)は研修の量を示すものとしては必要であると考えていること、また、他に適切な量的指標もないため、残している。 		医薬・生活衛生局
28	佐藤委員	I-7-2	達成目標4に係る指標	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標4は「後発医薬品の品質に対する信頼の確保」であるが、立て続けに後発医薬品メーカーの不祥事があり、行政処分がなされた中で、後発医薬品の品質に対する信頼を回復していかなければならない中で、例年と同じ指標、同じ目標値でよいのか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 参考指標として「後発医薬品の品質確認に必要な溶出試験等の検査における適合割合」を新たに追加し、毎年度の目標値を「100%」と設定した。 		医薬・生活衛生局

労働・子育てWG

29	新田委員 玄田委員	Ⅲ-3-1	指標1	<ul style="list-style-type: none"> 指標1の労災請求から決定までの所要日数は、労災給付の中にも、療養給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付といった異なる給付が含まれるが、給付ごとに、労災請求から決定までの所要日数にばらつきがあるなら、説明の補足を検討いただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> 労災保険給付については、負傷(けが)の事案と疾病の事案では調査量が大きく異なる場所であり、各給付の決定までの所要日数は、給付の種類というよりむしろ、こういった相違によって影響を受けているところ。 給付ごとの所要日数を掲記したとしても、大部分は負傷の事案が占めており、標準処理期間内での処理が行えていることから、現状の全給付の平均による評価で足りると考える。 		労働基準局
30	村上委員	Ⅲ-3-1	参考指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び指標2の参考指標として、それぞれ、請求件数、支給決定件数を追加してはどうか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、労災保険給付の新規受給者数及び精神障害事案の請求・決定件数を参考指標に記載した。 		労働基準局
31	岩佐委員	Ⅲ-3-1	達成目標1に係る参考指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 労災給付については迅速処理とともに、適正に処理されることも重要である。 例えば、不服申立件数、不服申立の結果として判定が覆った件数、訴訟後に判定が覆った件数やその経年変化(増減等)を指標にしてはどうか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、審査請求取消件数を記載した。 		労働基準局
32	岩佐委員 玄田委員	Ⅲ-3-1	達成目標2に係る参考指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について、潜在的な被害者の母集団の試算をしているのであれば、試算値or暫定値でも構わないので、参考指標又は現状分析として記載できないか。 望ましいのは被害者の推計をした上で、当該年度中に何割程度に支給が行き渡るようになるかを考えること。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 給付金の支給にあたり、最高裁判決等で認められた要件を満たす方かどうかを個別に認定審査会で御議論いただく形になるので、概括的に大きな括りで目標設定することは困難。 		労働基準局
33	皆川委員 玄田委員	Ⅲ-3-1	課題の記載の追加	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害事案の請求件数が増加する中で、決定までの所要日数が長期化しているが、これを改善するための1つの方法としてシステム化を進めているとのことだが、その点は、課題として位置付けるべき。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、デジタル化の推進が重要である旨を明記した。 		労働基準局
34	新田委員 村上委員	V-2-1	指標11	<ul style="list-style-type: none"> 指標11は、助成金の対象となった者のうち3ヶ月以内で再就職を果たした者の割合を指標としているが、対象となった人数がかなり少ないものを主要な指標としていることに疑問を感じる。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標4に係る指標として、「労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の対象となった者の助成金支給6か月後の定着率」を追加するとともに、これを主要な指標として選定した。 		職業安定局

35	村上委員	V-2-1	達成目標4に係る指標	<ul style="list-style-type: none"> 労働移動について、労働者が希望する職場にステップアップしていくという観点で考えると、労働移動に伴い、労働条件の向上や定着に関する状況がどのように変化したかを把握することも重要であり、労働移動の質に関する指標も設定する必要がある。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、達成目標4に係る指標に、「労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の対象となった者の助成金支給6か月後の定着率」を追加し、労働移動の質に関する指標(労働移動に伴う定着状況)を設定した。 			職業安定局
36	村上委員	V-2-1	指標6及び指標7	<ul style="list-style-type: none"> 介護労働者の雇用管理責任者について、介護労働安定センターが実施する雇用管理責任者の講習を受講した事業所では雇用管理責任者の選任割合が高いが、全事業所ベースでは5割程度の状態が続いている。 そのため、講習受講者を増やすことが課題になってくるのではないかと。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、課題欄及び達成目標欄にそれぞれ以下の記載を追記した。 <p>(課題欄) 介護労働者の雇用管理責任者について、介護労働安定センターが実施する雇用管理責任者の講習を受講した事業所では雇用管理責任者の選任割合が高いが、全事業所ベースでは5割程度の状態が続いている。</p> <p>(達成目標欄) 人材不足分野の事業主を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を高めるとともに、人材の確保を進める。介護事業所において雇用管理に責任を有する者を対象に、雇用管理全般について講習を実施することにより、雇用管理責任者選任の働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、参考指標として、雇用管理責任者講習に関する実施状況(受講事業所数、受講者数)を新たに設定した。 			職業安定局
37	松浦委員 玄田委員	V-2-1	指標4	<ul style="list-style-type: none"> 指標4は人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率を指標にしている。 令和元年度までは労働者単位で定着率を出していたが、「本来助成すべき定着率の低い事業所への支給が進んだことで、労働者の定着率が低く算出されやすくなることから、助成金の趣旨を踏まえ、正しく評価できるようにする必要がある」とことから、令和2年度は算出方法を事業所単位に変更したとのことだが、記載の意味が不明。 また、そもそも事業所単位と労働者単位とはどのような意味か。 測定指標の選定理由欄に記載されている内容が分かりにくいので、記載ぶりを改めるべき。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、測定指標の選定理由欄に補足として、以下の記載を追記した。 <p>(補足) ●労働者単位の定着率 数式: 右の介護労働者数のうち、助成金の支給決定日の6ヶ月後の当日の属する月の末日時点で在籍している介護労働者数/機器を導入した日の属する月の前月末に在籍していた介護労働者数</p> <p>●事業者単位の定着率 数式: 1 (ア)右の人数のうち、助成金の支給決定日の6か月後の当日の属する月の末日時点で在籍している介護労働者の人数/(イ)機器導入日の前日に在籍していた介護労働者の人数 =支給決定日の6か月後の当日の属する月の末日時点定着率(①)</p> <p>数式: 2 (ウ)右の人数のうち、(ア)の1年前時点で在籍していた介護労働者の人数/(エ)機器導入日の前日の1年前の同じ月・日に在籍していた介護労働者の人数 =支給決定日の6か月後の当日の属する月の末日時点定着率の前年同期の定着率(②)</p> <p>3 ①の割合と②の割合を比較し、①の割合が高かった場合「改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度までは、助成金コースの活用により雇用管理の改善や離職率の改善が図られたかを確認するため、労働者単位の定着率を目標としてきたが、人材確保・定着の観点から、前年比で見て事業所全体の離職防止等を進めることが重要と考え、令和2年度については、定着率の測定を労働者単位から事業所単位に変更したところである。 しかしながら、事業所単位で目標の達成度を測定したところ、新型コロナウイルスの影響など事業所起因以外の理由でやむを得ず離職する労働者がいたと考えられ、結果として令和2年度の目標が大幅に未達成となったところ。 このことから、令和3年度については、定着率の測定を再び事業所単位から労働者単位へ戻した。ただし、定着率の目標値は、実績値の平均値等を考慮して90%と設定している。 			職業安定局
38	岩佐委員 玄田委員	V-2-1	指標1	<ul style="list-style-type: none"> 指標1として設定されている内容は、事業のアウトカムであって、それが地域の雇用創出、定着、就職にどのような影響を与えているのかわからない。 指標1の状況だけでなく、他のデータも組み合わせないと、地域雇用対策として行っている各種取組の全体の中で、どのようなインパクトがあったかの考察が必要。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 地域の雇用は、国の行うハローワーク業務を含めた様々な雇用対策、地方自治体の行う産業施策及び民間企業を含めた様々な活動の影響等を複合的に受けるものであることから、「地域雇用対策の全体像」を見ることが出来る指標を直ちに設定することは困難である。 このため、引き続き現状の指標を維持する。 			職業安定局
39	玄田委員	V-2-1	達成目標と指標の関係	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標に合わせた指標設定をするべき。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> その他のご指摘も踏まえ、達成目標3(人材不足分野の事業主を対象とした雇用管理改善等の取組支援等)及び達成目標4(労働者の転職・再就職を援助・促進するほか休業等による雇用維持の支援)に係る測定指標又は参考指標を見直した。 			職業安定局
40	玄田委員 村上委員	V-2-1	施策目標の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 施策目標に含まれる内容が多すぎるため、分割してほしい。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 施策目標V-2-1は「雇用の創出・安定を図り、雇用不安を払拭するための雇用対策の推進」という観点からの雇用政策をまとめたものである。 上記のような観点から1つの施策目標としているが、今回のご指摘を踏まえ、施策目標の分割等を含め、評価しやすい方法としてどのような方法がよいかについて、今後検討する。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 施策目標V-2-1「社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」における各種の施策は、密接に関連し合い一体不可分のものであることから、これを一概に切り離すことは難しいと考えている。 	職業安定局

41	松浦委員	VI-1-3	主要な指標の選定	<ul style="list-style-type: none"> 「標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合」が主要な指標に選定されているが、人権侵害や労働基準法違反等が度々報道され、社会的にも問題であると認識されている中では、当該指標が主要な指標であることに違和感がある。 制度創設当初の趣旨としては、標準処理期間内での計画認定も重要だが、今の時点の課題の優先度という観点からは違和感がある。 「標準処理期間内」に限定することで、むしろ質の担保が図られているのか違和感がある。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標1(実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保)に係る主要な指標としては、「外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査件数」を主要な指標として選定した。 		人材開発統括官
42	玄田委員	VI-1-3	指標4	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内での認定という結果だけでなく、①認定に至らなかった場合、②1計画に多くの時間を要した場合、③認定時における問題の摘発と是正状況等が認定のプロセスこそ多くの関心があるため、認定プロセス部分について情報を示して欲しい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、指標4の測定指標の選定理由に下記を追記した。 「また、標準処理期間内に処理できなかった技能実習計画については、その原因や背景を分析する。」 		人材開発統括官
43	松浦委員	VI-1-3	指標4	<ul style="list-style-type: none"> 指標4は「死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるもの」に係る実習実施者に対する実地検査割合」であり、目標値が100%となっているが、これは目標になりうるのか。 このような事例に対しては実地検査を行うことが当たり前で、分母となる「死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるもの」(71件)を減らすことが目標になるのではないか。 事案が起こってから対処すること、事案を予防することの両方の観点が必要で、事案が起こってから対処するのは当たり前で、起こる前に回避するための取り組みが必要。 1番のアウトカムは、死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われる件数を無くすことではないかと思う。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 指標4として設定していた「死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるもの」に係る実習実施者に対する実地検査割合」は指標から削除した。 一方で、達成目標1(実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保)に係る主要な指標としては、「外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査件数」を主要な指標として選定した。 上記以外の達成目標1に係る指標は以下のとおり。 指標2:技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数 指標3:実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合 		人材開発統括官
44	玄田委員	VI-1-3	指標4	<ul style="list-style-type: none"> 直近複数年度にわたり、実績値が100%に近いなど上限値に張りついている場合、当該指標の状況を見ても施策の進捗状況が分からないので、そのような指標は「殿堂入り」として指標から落とし、今の課題への対応状況が分かる指標に差し替えるべき、という議論を以前している。 問題が起きて、事後的に実地検査を100%行うのは当たり前で、行っていないければ大問題。 問題が起こりそうなところを適切に実地検査し、監督しているかが大事であり、本指標の目標値(問題発生後の実地検査の実施割合)が100%になったから、施策に関する取組み問題がないと受け止められないため、本指標は指標自体を再検討すべき。 				
45	村上委員	VI-1-3	達成目標のプレイクダウン	<ul style="list-style-type: none"> 施策目標が「技能実習制度の適正な運営を推進すること」であり、達成目標も同じ文言が記載されている。 達成目標が現状や課題を踏まえ、もう少しプレイクダウンしたものを複数設定すべき。特に、労働関係法令違反が多いという課題に対して、労働関係法令遵守の徹底が1つの達成目標になると思う。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、課題欄及び達成目標欄を2つに分解した。具体的には、以下のとおり。 達成目標1:実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保 達成目標2:技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施 		人材開発統括官
46	村上委員	VI-1-3	達成目標、指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 課題1の3ボツとして、「開発途上地域等への技能移転を通じた国際協力を推進」と記載されているので、これに対応した達成目標を設定し、技能検定の受検割合や帰国後フォローアップ調査の結果等を測定指標と設定してはどうか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画の認定要件の1つとして「修得等を目的とした技能が、技能実習生の本国において修得等が困難な技能であること」との要素が盛り込まれている。 そのため、要件に合致し、認定された技能実習計画に基づき技能実習が行われることで、御指摘の「開発途上地域等への技能移転を通じた国際協力を推進」についても達成されると考える。 上記の理由から、新たに設定した達成目標2(技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施)に含まれるものである。 その上で、達成目標2に係る測定指標として、「第2号技能実習の修了時に受検が必須とされている技能検定等の実技試験の合格率」を新たに設定した。 		人材開発統括官
47	村上委員 岩佐委員	VI-1-3	参考指標7・8	<ul style="list-style-type: none"> 全国の労働基準監督機関において、実習実施者に対して監督指導を行う中で、毎年7割を超える実習実施者に違反が認められ、監督指導・送検されているという実態を踏まえると、実地検査の実施割合や、違反事業所に対する再実地検査の実施割合等を見ていくことも必要ではないか。これがなぜ参考指標なのか。 実地検査件数は参考指標ではなく通常の指標(測定指標)にすべき。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、参考指標7(実習実施者に対する実地検査件数(全数))を測定指標として設定した。 		人材開発統括官
					対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 参考指標8(外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査のうち、技能実習法違反が認められた件数及び割合)については、実地検査において確認された法令違反に対して、適切に(過不足なく)違反を指摘することが重要であることから、引き続き参考指標としている。 		人材開発統括官

48	村上委員	VI-1-3	指標3	・ 指標3は、実地検査のうち安全衛生について指導監督を行った、と安全衛生に限定しているが、限定すべき理由はないのではないか。		・ 測定指標3(実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合)について、労働基準関係法令違反を含むものまで測定することは、法違反の構成要件に違いがある場合が多いため困難である。 ・ また、技能実習生の安全衛生確保の観点も施策目標実現のために重要であることから、同指標は修正していない(測定目標2に変更)。 ・ なお、実習実施者の違反内訳では、例年、「実習内容等が計画と相違」が上位となっており、労基法・最賃法の条文は、いずれも当該技能実習法違反に包含されるものであり、上位の違反項目は有用な参考指標とならないため、記載していない。		人材開発統括官
49	皆川委員	VI-1-3	指標3	・ 技能実習制度に関しては、労働時間や割増賃金、最低賃金に関する部分の違反等も労働局で指導件数が比較的多く、重要な点なので、実地検査に係る指標設定として、これらの違反も入れ込むよう検討してほしい。				人材開発統括官
50	村上委員	VI-1-3	課題の記載の追加	・ 問題が発生した時の対応だけでなく、問題が発生しないよう予防措置を講ずることが重要であり、そのためには、機構の体制強化が必要である。		・ ご指摘の「問題が発生しないよう予防措置を講ずる」に関しては、背景・課題1として記載している、「制度の趣旨に沿った適正な運用」に含まれるものであり、これにより、人権侵害や労働関係法令違反の未然防止を図る。		人材開発統括官
51	新田委員	VI-1-3	指標1の令和4年度目標値	・ 指標1の過年度実績値は平成30年度～令和3年度の間、毎年度80%を超えているにも関わらず、目標値は80%に据え置かれている。令和4年度目標値はもう少し高い目標を設定すべきではないか。	対応困難	・ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限の影響により、技能実習計画の認定申請の件数が大幅に減少したため、標準処理期間内の処理率が上昇したが、令和4年度は、入国制限前の状況に戻るが大いに考えられるため、平成30年度、令和元年度の処理率をもとに、目標値は80%とした。		人材開発統括官
52	新田委員	VI-1-3	指標3の令和4年度目標値	・ 指標3については、目標値が95%となっているが、そもそも目標値としては100%でしかるべきではないか。実際に平成30年度及び令和元年度は100%となっているのだから、目標値は100%とし、実績値として100%にならなかった場合にその要因を分析するべき。	対応困難	・ 本指標に関しては、指導以降に何らかの事情により、実習実施者が事業活動を停止したり、実習生が存在しなくなるなど、未改善のまま指導を終了する事案も一定数存在する。 ・ また、安全衛生に係る指導事項については、改善措置の定着状況を再指導により確認する場合など、改善確認までに一定のタイムラグが生じざるを得ない事案もあり、このような事案まで拙速な改善を求め、指導を終了することとなれば、指導の本来の趣旨を損ねることにもつながりかねない。 ・ これらの事案が一定数存在するため、現実的かつ高水準の目標値を設定することで、引き続き、実習実施者に対して改善の必要性等を説明し、実習実施者が改善は困難と申し立てる事案などに対しても粘り強く改善を求めていくことが、施策実現につながる方策として適切であると考えため、目標値としては95%を維持することとした。 ・ なお、実績値が100%に届かなかった場合に、上記のような、①求める改善内容に一定の時間を要することがやむを得ない件数、②事業活動の停止や実習生の在籍がなくなったため未改善のまま指導を終了した件数、③その他 等のように類型別の件数把握を行う等の分析を行うことを検討している。		人材開発統括官
53	岩佐委員	VI-1-3	指標の追加	・ 技能実習生からの相談件数やアウトリーチでの相談件数を指標として追加できないか。	対応	・ ご指摘を踏まえ、参考指標として「母国語相談件数」を新たに設定した。		人材開発統括官
54	玄田委員 岩佐委員	VI-1-3	全体の構成	・ 個々の課題に対応する達成目標を複数設定し、達成目標の進捗状況を測るのに適切な指標を設定すべき。 ・ 計画の認定、トラブルに対する予防、トラブルに対する対応、機構・労働局・法務局の連携等の複数の要素があるので、各要素ごとに課題設定から見直すべき。	対応	・ ご指摘を踏まえ、課題及び達成目標欄を2つに分解した。具体的には、以下のとおり。 達成目標1:実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保 達成目標2:技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施		人材開発統括官
55	玄田委員 新田委員	VI-3-1	達成目標のプレイクダウン	・ 施策目標と達成目標が同じになってしまっている。 ・ 達成目標は課題ごとに設定すべきであり、施策目標をプレイクダウンした内容にするべき。「●●の取組を推進する」というのは施策目標であり、達成目標ではありえない。	対応	・ ご指摘を踏まえ、課題及び達成目標を2つに分割した。 達成目標1:若年層にものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への入職を促す。 達成目標2:ものづくりマイスターの開拓・認定、活用による人材育成の推進		人材開発統括官

56	玄田委員 村上委員	VI-3-1	課題の記載の追加	<ul style="list-style-type: none"> 技能継承・振興の分野では、オンラインやデジタルの活用が極めて大きなポイントになると考えられるが、事前分析表ではその点について全く言及されていない点に不自然さを感じる。 この分野こそDXを進めていくべきであり、その点を改めて検討して欲しい。 人材育成や若者への遡及という観点でもDXを活用できるのではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、課題欄に「ものづくり体験を通じた、ものづくりの魅力発信については、オンラインを有効活用することも今後の課題である」との記載を追加した。 		人材開発統括官
57	新田委員	VI-3-1	指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標が技能検定や技能競技大会に特化していることに違和感。実際の企業の現場でどのように活用していくのが重要である。 技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業や業界団体の割合を指標1としているが、実数としてどの程度増えているのかを見るのが非常に重要なので、割合だけでなく実数についても目標設定すべき。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、新たに測定指標4として、「ものづくりマイスター派遣指導活動数(受講者数延べ人日)55,500人日」を設定した。 		人材開発統括官
58	村上委員	VI-3-1	課題、達成目標、指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 「ものづくり分野の人材育成には長時間を要する」、「指導者の不足やノウハウの不足」が現状として記載されているが、これに対応する課題、達成目標、測定指標が見えない。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘に対応する記載として新たに課題2及び達成目標2を記載し、達成目標2に係る測定師表を設定した。 		人材開発統括官
59	岩佐委員	VI-3-1	指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 指標1に記載されている「ものづくりマイスター」については、HPを作成し情報発信をしていると思うが、HPのアクセス数がどの程度か、うまく活用されているのか等をどのように評価しているのか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 技能尊重機運の醸成を図るための直接的アプローチである、ものづくりマイスターの派遣(測定指標4)及び開拓数(測定指標5)を新たに設定した。 これに比してパブリックビューイング数の設定は、間接的な指標となるため、指標設定は行わないこととした。 		人材開発統括官
60	松浦委員	VI-3-1	達成目標と指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 指導者不足が問題になっているのであれば、現状でものづくりマスターが何人いて、何人増やせばいいのかというのを目標値とする指標を設定してよいのではないか。 また、ものづくりマスターの活用により安定的に技能大会等に誘導できるのであれば、ものづくりマスターの活用企業数を目標値とする指標を設定してよいのではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、達成目標2として「ものづくりマスターの開拓・認定、活用による人材育成の推進」を設定し、これに対応する指標として、以下の2点を指標として設定した。 ①ものづくりマスター開拓数(新規にマスターになった数、令和4年度目標値128人) ②ものづくりマスター派遣指導活動数(受講者数延べ人日、令和4年度目標値55,500人日) 		人材開発統括官

福祉・年金WG

61	岩崎委員	IX-1-2	達成目標1の指標2	令和4年度の目標値が「前年度以上」となっているが、再検討してほしい。	対応	<ul style="list-style-type: none"> 当該目標値はNDBを元に厚労科研の研究班によって算出されている。さらに、NDBは平成30年までのデータが公表されている。 よって、「前年度以上」という目標値ではなく具体的な数値目標を設定した場合は「316日以上」以外の記載は難しいため、全て316日以上とした。 		障害保健福祉部
62	岩崎委員	IX-1-2	達成目標1の指標6及び指標7関係	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」(以下「構築推進事業」という。)について、何らかの具体性のあるアウトカムの設定をお願いしたい。(毎年度の目標値を設定せず、実績値だけを記載する)参考指標でも構わない。	対応	<ul style="list-style-type: none"> 同システムを構築するため、自治体に対して、補助をして、システム構築のノウハウ等を伝達する支援をしている。そのため、まずは事業の実施自治体が増加することが重要であると考えている。 よって、測定指標7において参考値として、他の議員から事業の重要な要素であるのご指摘を踏まえて「精神障害者の住まいの確保支援に係る事業」「ピアサポートの活用に係る事業」、「精神障害者の家族支援に係る事業」の実施数を記載した。 		障害保健福祉部
63	岩崎委員	IX-1-2	達成目標2に係る指標	普及・啓発に係る指標を追加してほしい。	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、普及啓発のイベント・シンポジウム等の開催回数を指標として追加した。 		障害保健福祉部

64	岩崎委員	IX-1-2	達成目標3に係る指標13	相談件数が増えることが一概に適切な支援につながっているかは疑問であり、再考すべき。	対応	・ ご指摘を踏まえ、適切な支援につながっている指標として、依存症専門医療機関の新規受診患者数を追加した。			障害保健福祉部
65	平野委員	IX-1-2	達成目標1の指標6及び指標7関係	構築推進事業に含まれる14事業のうち、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際して、特に重要なものとして、住まいの確保(居住支援)、当事者が担うピアサポート、家族支援が考えられる。これらを構築推進事業のアウトカムとして、指標に追加することが必要。	対応	・ 本事業は地域の実情に応じて、都道府県が必要な事業を選択しているため、提示されている指標のみが必ずしもその地域に必要な数値とはいえない。 ・ そのため、住まいの確保、当事者が担うピアサポート、家族支援に関する事業の参考指標を追加した。			障害保健福祉部
66	藤森委員	IX-1-2	達成目標1の指標6及び指標7関係	構築推進事業に含まれる14事業のそれぞれの事業を実施している自治体と実施していない自治体で、精神病床からの退院にどのような差が見られるかを、現状分析としてデータで示した上で、代表的なものを指標として設定してはどうか。	対応困難	・ 現時点で把握しているエビデンスがないことから、自治体間や各自治体における事業実施による影響の差を示すことは難しい。			障害保健福祉部
67	菊池委員	IX-1-2	指標設定全般	・ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が施策目標であるのに対し、具体的な指標としては入退院に関するもの、心のサポーター養成に関わるもの、構築推進事業の実施自治体数・実施事業数しかない。 ・ 地域包括ケアシステムには、住まい、社会参加、地域等の様々な要素があり、数値設定が難しいのは承知しているが、もう少し具体的な指標を検討してほしい。	対応	・ 住まいの確保、当事者が担うピアサポート、家族支援に関する事業の参考指標を追加した。			障害保健福祉部
68	菊池委員	IX-1-2	達成目標の設定の仕方	・ 施策目標と達成目標が同じものになってしまっている。本来、現状分析、現状分析を踏まえた課題設定、課題に対応するための達成目標の設定となされるもの。 ・ 上記のようなプロセスを経ると、課題に対応するための具体的な達成目標がいくつか設定されることになるはずだが、本概要資料では、達成目標の段階になって抽象度が増し、施策目標と同一のものに戻ってしまっている。 ・ 達成目標の設定方法を再検討してほしい。	対応	・ 達成目標2として、「地域住民のメンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解の普及」を設定し、これに対応する測定指標を設定した。			障害保健福祉部
69	平野委員	XI-1-3	課題1及び課題2	・ 課題1では、普及・啓発を掲げ、課題2では、医療・介護等有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供される仕組みの構築が掲げられている。 ・ それぞれの課題において、自治体間の格差があると記載されているが、自治体におけるウェイトの置き方を把握することはできないか。	今後検討	・ 課題1に関し、例えば、チームオレンジについて、認知症施策推進大綱において全市町村の設置を目標としているところ、令和2年度末時点で138市町村(8.2%)が設置済みであり、市町村の取組が進んでおらず、格差がある状況と認識している。 ・ また課題2に関しても、例えば認知症初期集中支援チームについて、訪問実人数全国で年間40,000件を目標としているところ、令和2年度時点では16,353件となっており、自治体によって対応件数に格差が生じている。 ・ こうした状況の下、今後の政策評価の指標設定については、認知症施策推進大綱の中間評価の議論を踏まえて、大綱の終了年度までに検討してまいりたい。	引き続き検討	○「認知症施策推進大綱」の対象期間は2025年までであり、2022年が策定後3年の中間年であったことから、各施策について目標値に対する達成度合いの評価を行い、既に達成した項目については、更に施策を進めるための新たな目標設定を行い、進捗状況が低調であった項目については、目標達成に向けた対応策の検討を行った。 ○例えば、チームオレンジの設置状況については全市町村への設置を目標としているところ、令和3年度末で220市町村であり、進捗状況が低調であると評価された。これに対する対応策として、 ・ 今年度実施している調査研究事業の結果を踏まえ、事業のコンセプトを分かりやすく伝えようと、チームオレンジの多様な立ち上げ方の例や留意点を周知すること、 ・ 令和4年度に新たに地域医療介護総合確保基金において創設した、「地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業」の活用を促し、都道府県を通して取組が低調な市町村への支援を行うこと ・ 全国課長会議等の場において、チームオレンジの趣旨や目的を改めて市町村へ周知し、取組の促進を図ることが検討されたところ。 ○また、初期集中支援チームについては、訪問実人数全国で年間40,000件を目標としているところ、令和3年度末の訪問実人数は16,400人であり、進捗状況が低調であると評価された。これに対する対応策として、今年度実施している調査研究事業において、自治体の規模・人員体制・特色等に応じた初期集中支援チームの活動状況を把握し、今後の事業のあり方を検討するとともに、好事例や対応困難事例についての共有・周知を行うことが検討された。 ○加えて、初期集中支援チームについては、社会保障審議会介護保険部会においても、その意見書において、「その機能や役割、自治体の規模、人員体制等に応じた活動状況を把握し、今後の事業の在り方について検討を行う必要がある」等の内容がとりまとめられたところ。 ○これらの評価・意見を踏まえつつ今後の政策評価の指標設定については、引き続き、大綱の終了年度までに検討して参りたい。 (参考) 認知症施策推進関係協議会 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho_kaigi/index.html	老健局

70	平野委員	X I - 1 - 3	課題の追加	・ 認知症患者の介護者支援について、認知症対策推進大綱の中で掲げられているが、これに関する指標を設定できないか。		・ ご指摘の「認知症患者の介護支援」について、施策目標の達成目標1の測定指標3「認知症カフェ設置自治体数」が認知症施策推進大綱に掲げている「認知症の人の介護者の負担軽減の推進」に該当する。 ・ また、認知症の方や家族のニーズと支援を繋ぐ施策である「チームオレンジ」についても達成目標1の測定指標2に設定している。 ・ したがって、すでに指標を設定済みと認識している。			老健局
71	藤森委員	X I - 1 - 3	課題と達成目標及び測定指標との関係性	・ 課題欄では、課題1及び課題2ともに「大綱に記載されている施策の取組状況について、自治体間の差異が生じている」と記載されているが、達成目標や測定指標になると、それに対応する記載がされていないが、記載しなくてよいのか。 ・ 大綱では5つの柱があり、それぞれ施策が実施されているが、その進捗が自治体間で格差があるのかどうか、実態を分析した上で、その格差是正をすることが目標となるのではないか。	今後検討	・ ご指摘のとおり、自治体間に差異が生じていることについて課題と認識しているところであるため、ひとつの取組ではなく複数の取組を測定指標に設定しているところであり、今後の政策評価の指標設定については、認知症施策推進大綱の中間評価の議論を踏まえて、大綱の終了年度までに検討してまいりたい。	引き続き検討	○「認知症施策推進大綱」の対象期間は2025年までであり、2022年が策定後3年の中間年であったことから、各施策について目標値に対する達成度合いの評価を行い、既に達成した項目については、更に施策を進めるための新たな目標設定を行った。進捗状況が低調であった項目については、目標達成に向けた対応策の検討を行った。 (参考)進捗状況が低調とされた項目と対応策 ・ KPI 14: 全都道府県においてキャラバン・メイト大使(仮称)の設置 (実績)2022年6月末時点で11都県(12月現在:14都府県) (対応策)今年度実施している調査研究事業の結果を踏まえ、先行事例や活動内容に関する情報とともに、大使からの意見や提案を都道府県が具現化するための留意点等を周知する。 ・ KPI 17: 全市町村において本人の意見を重視した施策の展開 (実績)2021年度末時点の実績が257市町村 (対応策)今年度実施している調査研究事業の結果を踏まえ、市町村向けの手引きを作成し周知を図るとともに、市町村が本人の声を聞きながら施策・事業を実施する際の留意点等を周知し、未実施の市町村にも実施を促していく。 ・ KPI 30: 初期集中支援チームにおける訪問実人数 全国で年間 40,000件 (実績)2021年度末の訪問実人数は16,400人 (対応策)今年度実施している調査研究事業において、自治体の規模・人員体制・特色等に応じた初期集中支援チームの活動状況を把握し、今後の事業のあり方を検討するとともに、好事例や対応困難事例についての共有・周知を行う。 ・ KPI 50: 全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備 (実績)2021年度末で220市町村の整備 (対応策)今年度実施している調査研究事業の結果を踏まえ、事業のコンセプトを分かりやすく伝えるときともに、チームオレンジの多様な立ち上げ方の例や留意点を周知する。 また、令和4年度に新たに地域医療介護総合確保基金において創設した、「地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業」の活用を促し、都道府県を通して取組が低調な市町村への支援を行う。 加えて、全国課長会議等の場において、チームオレンジの趣旨や目的を改めて市町村へ周知し、取組の促進を図る。 ○これらの評価・意見を踏まえつつ今後の政策評価の指標設定については、引き続き、大綱の終了年度までに検討して参りたい。	老健局
72	藤森委員	X I - 1 - 3	目標値の設定方法(指標1、指標2、指標4、指標5)	・ 令和4年度の目標値が「前年度以上」となっている指標があるが、大綱では令和7年末における目標値が設定されているので、令和7年末にその水準を達成するために逆算した形で、令和4年度目標値を設定すべき。	対応	・ 令和4年度目標値について、ご指摘を踏まえ、直近の実績値と最終年度の目標値の差分を均等割りすることで具体的な数値目標を設定した。			老健局
73	平野委員	X I - 1 - 3	背景・課題	・ 自治体間で取組状況の格差が生じる背景(都道府県における施策の優先度合いによる影響、各実施機関の関係等)を検討してほしい。	対応	事前分析表の記載を修正した。 ・ 例えば認知症ケアパスにおいては、小規模自治体において認知症ケアパスに記載すべき地域資源が少ない等の理由により作成が進んでない自治体も多く、「各地域における社会資源の状況等の関係で」と追記した。			老健局

74	菊池委員	X I - 1 - 3	指標2及び指標3	・ チームオレンジ等設置自治体数(指標2)や認知症カフェ設置自治体数(指標3)の目標値が令和7年末に全市町村となっているが、例えば、小規模市町村に1箇所設置されるのと、政令市に1箇所設置されるのでは意味合いが全く異なる。指標の設定の仕方としてどうなのか。	今後検討	・ チームオレンジ、認知症カフェ等の一部の施策については認知症施策推進大綱において全市町村が設置することを目標としていることから、政策評価についても同様の目標としているところ。 ・ チームオレンジについては、令和2年度末時点で138市町村(8.2%)が設置済みであり、市町村の取組が進んでおらず、格差がある状況と認識している。 ・ 認知症カフェについては、1,518市町村(87.2%)が設置済みであり、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策の観点で、全国各地で中止を余儀なくされた状況にあった。 ・ 今後の政策評価の指標設定については、認知症施策推進大綱の中間評価の議論を踏まえて、大綱の終了年度までに検討してまいりたい。	引き続き検討	○「認知症施策推進大綱」の対象期間は2025年までであり、2022年が策定後3年の中間年であったことから、各施策について目標値に対する達成度合いの評価を行い、既に達成した項目については、更に施策を進めるための新たな目標設定を行った。進捗状況が低調であった項目については、目標達成に向けた対応策の検討を行った。 ○チームオレンジの設置状況については全市町村への設置を目標としているところ、令和3年度末で220市町村であり、進捗状況が低調であると評価された。これに対する対応策として、 ・今年度実施している調査研究事業の結果を踏まえ、事業のコンセプトを分かりやすく伝えるとともに、チームオレンジの多様な立ち上げ方の例や留意点を周知すること、 ・令和4年度に新たに地域医療介護総合確保基金において創設した、「地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業」の活用を促し、都道府県を通して取組が低調な市町村への支援を行うこと ・全国課長会議等の場において、チームオレンジの趣旨や目的を改めて市町村へ周知し、取組の促進を図ることが検討されたところ。 ○認知症カフェについては、2020年度末までに全市町村への設置を目標としていたところ、令和3年度の設置状況は1543市町村(88.6%)となっており、目標未達成であった。そのため、 ・令和2年度老人保健健康増進等事業において、新型コロナウイルス状況下における「認知症カフェ継続のための手引書」を作成しており、引き続き周知することで、オンラインによる方法等の実施を促していくこと、 ・令和4年度に新たに地域医療介護総合確保基金において創設した、「地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業」の活用を促し、都道府県を通して取組が低調な地域への支援を行うこと などの対応策を検討し、2025年までに全市町村への設置を目指すこととなっている。 ○これらの評価・意見を踏まえつつ今後の政策評価の指標設定については、引き続き、大綱の終了年度までに検討して参りたい。	老健局
75	菊池委員	X I - 1 - 3	指標7の評価方法	・ 令和4年度目標値について、年齢階級別に設定しているが、令和5年度に実績値を評価する際には、どのように評価するのか。全ての年齢階級で目標値を達成することが指標としての目標達成となるのか。		・ 達成状況については、年齢階級ごとに達成か未達成か判定したうえで、当該測定指標全体の達成状況を判定する。具体的には、直近の令和2年度実績においては、6つの年齢階級のうち1つの階級で増加傾向となったため、当該年齢階級については目標未達成と判断し、当該測定指標全体の達成状況は5/6=83%となる。			老健局
76	平野委員 菊池委員	X II - 1 - 1	指標6	・ 指標6に含まれる各プロジェクトの達成度合いの平均値で実績値を算出しているとのことだが、プログラムの重要度に応じた加重平均により実績値を算出するなどの方法をとることにより、政策としての重要度を示すことになるはず。 ・ それぞれの達成度は大幅に異なる場合であってもその状況が現在の実績値の算出方法だと分からない、重要であるにも関わらず達成度が低い事業がある場合も、現在の実績値の算出方法だと分からないといった問題点があるため、指標の実績値の算出方法を再考すべき。	対応困難	・ 厚労省から提出しているILO拠出金事業は、いずれのプロジェクトもアジア地域のディーセントワークを推進するために必要で重要なプロジェクトであるため、重要性により区分することは困難。 ・ また加重平均を行う際には個々の事業の予算額・予算規模を考慮する方法も考慮されるが、予算額や対象とする支援分野や具体的な実施手法、対象国等の違いによって様々である。 ・ そのため、必ずしも予算規模と政策目標への寄与度が比例するものではないと考えることから、ご指摘の点を加味した指標の修正は行わない。 ・ 一方で、政策の効果検証等に際しては、少なくとも予算規模は重要な観点であることから、そうした観点を踏まえ、個々の事業における個別具体的な成果や達成状況を確認し、必要な改善を行うとともに、より一層の効率的・効果的な事業実施に努める。			大臣官房国際課
77	藤森委員	X II - 1 - 1	指標3、指標6、指標8、指標9	・ 世界で新たにHIVに罹患した人数の動向(指標3)は、日本の努力のみによって達成できる目標ではない。同様のことは指標6、指標8及び指標9についても当てはまる。このような性質のものを指標として設定することに意味はあるのか。		・ 厚労省はUNAIDSやWHOに提出をするマルチテラナルな貢献を通じて、世界的なHIV新規罹患患者数の抑制に貢献している。 ・ なお、日本単独で実施しているプロジェクトはなく、UNAIDS理事会やWHOのHIV関連の会議において技術的な発言を行い世界のHIVエイズ対策の議論にも貢献していることから、世界的にHIVエイズ関連のデータを取りまとめるUNAIDSの指標を引用することは適切と考える。 ・ 資料6、指標8及び指標9も同様。			大臣官房国際課
78	菊池委員	X II - 1 - 1	外部要因	・ 外在的な要因によりアウトプット(ひいてはアウトカム)が左右される面が大きい場合に、どのように評価を行うべきか。	今後検討	総務省政策評価審議会「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」(令和4年12月21日)を踏まえて、令和4年度内に総務省において「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)の改正を行うと承知しており、同基本方針の改正を踏まえて、外部要因の影響を大きく受ける施策の評価の在り方を検討する予定。	引き続き検討	総務省政策評価審議会「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」(令和4年12月21日)を踏まえて、令和4年度内に総務省において「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)の改正を行うと承知しており、同基本方針の改正を踏まえて、外部要因の影響を大きく受ける施策の評価の在り方を検討する予定。	政策統括官
79	新保委員	X IV - 1 - 1	指標1関連	・ 利用者の多い手続きを対象に、アンケート調査等によりオンライン申請を進める上での課題を明らかにし、それに対してどのように課題解消に取り組み、課題が解消されたかを評価できるような観点からの記載をしようか。	対応	・ 随時、利用者等の要望を把握し、改善を図っていく旨を背景・課題欄に追記した。			政策統括官
80	藤森委員 菊池委員	X IV - 1 - 1	目標値	・ 指標1の目標値が「毎年度:前年度以上」となっているが、例えば5年後に利用率〇%とターゲット年度を見据えた上で、そこから逆算する形で毎年度の目標値を具体的に設定できないか。	対応	・ 指標1の対象となっている21事業についての具体的な数値目標を設定した(令和5年度:50%以上)。			政策統括官

第12回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

医療・衛生WG

81	大西委員	I-7-1	【達成目標1の指標5について】	・ 条件付き承認制度の対象は限定的であるとのことだが、そのようなもとと品目数が少ないものを指標として設定すること自体が課題である。医薬品に限定せず対象品目を医療機器や再生医療等製品の相談対象にする。または、先駆け審査制度の品目該当性相談も対象にする等の指標内容の変更が必要ではないか。	対応	・ 条件付き承認品目該当性相談は医療機器を含めても件数は少なく、他方、先駆け総合評価相談についても件数は少ないことは同様である。優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供を行うためには、レギュラトリーサイエンスの活用が重要であることから、現行の指標5に代えて、令和4年度事前分析表より、「RS戦略相談（医薬品等）の実施率」を指標とする。		医療・生活衛生局
82	佐藤委員	I-7-1	【達成目標1に係る指標の追加】	・ 申請ラグや開発ラグが最近の課題であるため、これらに対する対応が必要である。その対応の状況を測るための指標が設定されるとよい。	対応困難	・ 開発ラグについては、本施策目標だけで対応できる内容ではないため、参考指標も含めて指標の設定は困難である。一方で、PMDAでは、主に大学、研究機関、ベンチャー企業を対象として、開発支援の観点からRS戦略相談を実施している。そのため、上記のRS戦略相談の実施について新たに指標とすることで対応する。		医療・生活衛生局
83	佐藤委員	I-8-1	【達成目標1の指標1及び指標2について】	・ 指標1と指標2は需給が均衡することが最も望ましいものであり、従って、現在の目標値の設定方法だと、目標達成率が120%となることが良いことではないということになる。需給均衡が望ましい状態であることを適切に評価できるような目標値の設定方法を検討すべき。	対応	・ 本施策を実施する上での最終的な目標は、貴重な献血血液を無駄にしないよう医療需要に応じて過不足なく確保することになる。指標のとおり目標達成率が120%にすることが必ずしも評価されるものではなく需給均衡が望ましいことから、次期施策目標の評価区分においては目標値の上下5%以内の幅に収まることを「◎」とする。		医療・生活衛生局
84	田宮委員	I-8-1	【達成目標1の指標3について】	・ 指標3（若年層の献血率の割合）について、令和7年度の目標値が6.7%であるのに対し、令和3年度の実績値は5.4%に止まっている。特にコロナ禍で10代の献血率が低下しており、令和7年度の目標値（10代）である6.6%までに引き上げるための具体的な方策が必要。		・ 日本赤十字社が献血可能年齢未満や献血未経験の若年層を主な対象としたスマートフォンアプリによる新会員サービスを令和4年9月下旬から始めることや、今後の献血者確保の取り組みとしてボランティア団体との連携により献血教育の必要性を訴えていくこととしている。 ・ また、将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を図ることを目的に、令和3年度に高校生を対象にオンラインによる「献血セミナー」を521校で実施している。		医療・生活衛生局
85	田宮委員	I-8-1	【達成目標1の指標3について】	・ 献血について、10代にいかにか伝えるかについて、保健体育の教科書に盛り込むことも有効ではないか。		・ 文部科学省が制定している高等学校学習指導要領の解説では、「献血の制度があることについても適宜触れるようにする。」とあり、保健体育教科書においても「献血」が医療を支える存在であることや民間機関の保健活動として取り上げられている日本赤十字社の活動として、「献血事業」が紹介されている。厚生労働省が作成している副読本の提供方法と併せての活用を検討する。		医療・生活衛生局
86	佐藤委員	I-8-1	【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定（指標3及び指標5）について】	・ 指標3（若年層の献血率の割合）や指標5（複数回献血者数）が大きな課題であるため、それぞれ、若年層の献血率の向上や複数回献血者数を増加させるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素（取組）を中間指標（短期・中期のアウトカム、アウトプット）として設定してはどうか。	対応	・ 目標値との乖離を検証する上で中間指標の設定は有効と思われるが、一方、若年層の献血率の向上や複数回献血者数の増加について、取り組んだ結果が現れるのには一定の期間を有するため、若年層の献血率や複数回献血者数の状況やそのための取り組みである出前講座について、令和4年度事前分析表から、参考指標として設定することとする。		医療・生活衛生局
87	大西委員	I-8-1	【達成目標1の指標5について】	・ 指標5（複数回献血者数）の年齢階層別の推移について、50代は継続的に増加している一方で、40代については令和3年度に数千人単位で減少しているが、その要因は何か。		・ 40代の複数回献血者数はこの5年間漸減傾向にあったところ、令和2年度はコロナ禍において献血者が例年通り確保できない危機感が高まったことから、日本赤十字社において献血Web会員サービス登録者を対象に積極的な働きかけを行い、全世代で一定の成果が見られた。令和3年度はこうした働きかけを実施しなかったため、もともと漸減傾向にあった40代の落ち込みが明らかになったものと考えている。		医療・生活衛生局
88	大西委員	II-1-1	【達成目標1の指標2について】	・ 食品添加物の新規指定や規格基準の改正に関する指標である指標2について、1年以内に指定手続を完了したというアウトカム指標を設定しているため、食品安全委員会からのリスク評価の受け取り時期によって、令和3年度のように「該当なし」という状況になった。そこで、指定手続が滞りなく進んでいるのかを示すためにも、指定手続完了以外の参考指標を設定してはどうか。あるいは、補足の現状説明のようなものがあればよいのではないか。	対応	・ 現在の指標に関する補足情報として、年度ごとの実績値欄に具体的な件数（分母及び分子）の追記を行った。また、総合判定欄に、令和3年10月5日以降から現在までに受領した食品健康影響評価の結果通知の数等を追記した。		医療・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
89	佐藤委員	II-1-1	【達成目標2の指標の追加について】	・ 令和3年6月1日から完全施行されたHACCPの義務化は大きな動きであったが、次年度以降何らかの指標を設定してはどうか。	今後検討	・ HACCPに沿った衛生管理の義務化の政策効果については、既存の測定指標（大規模食中毒の発生件数及び禁停止命令を受けた施設数）を用いて義務化前後の変化を見ているところであるが、今後の状況も踏まえて、より直接的に測定できる指標がないか検討を進めていく。	引き続き検討	医療・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
90	田宮委員	II-1-1	【達成目標4の指標8について】	・ 指標8（食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合）については、毎年度、目標値である80%に若干届いていないが、年代別に見ると、若年層の割合が低いとのことだが、今後、どこにターゲットにおいて重点的に対策をすべきか分析すべきである。		・ 指標8については、例年、20代及び30代の若い世代（令和3年度では、72.5%（70代以上は80.7%））や男性（令和3年度では、69.1%（女性は84.1%））で低い傾向があり、このような傾向が、全体で80%に到達していない主要因となっていると考えられる。そのため、特に若い世代や男性を重点的なターゲットとする対策を講じていきたい。		医療・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
91	佐藤委員	II-2-1	【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定（指標5）について】	・ 老朽化している水道管の耐震化が遅れていることは極めて大きな問題である。そのため、指標5の基幹管路の耐震適合率を上げるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素（取組）を中間指標（短期・中期のアウトカム、アウトプット）として設定してはどうか。	対応	・ 指標5の基幹管路の耐震適合率については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、令和7年の達成目標を54%としており、これを中間目標として、引き続き、基幹管路の耐震化を推進していく。		医療・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
92	田宮委員	II-2-1	【その他】	・ 水道料金について、所得によって、傾斜配分の料金になっているのか。ライフラインであるため、整備は必須であると考えられる。		・ 水道事業は地方公営企業として、主に市町村ごとに独立採算で経営されており、水道料金については、各市町村等の水道事業者が、条例に基づき定めることとされている。水道料金の多くは、基本料金と従量料金に区分され、口径別又は用途別等の料金体系となっている。なお、多くの水道事業者において、生活保護世帯や障害者世帯への水道料金減免が行われていると承知している。		医療・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
93	大西委員 佐藤委員	II-4-1	【達成目標2及び達成目標3に係る測定指標の設定について】	・ 達成目標2及び達成目標3について、いずれも測定指標が設定されておらず、参考指標のみ設定されている。しかしながら、目標値が設定されないと、数字だけを示されても、高いのか低いのか判断ができない。数字の意味が分からないままの状態にしておくのは、そもそも政策評価にあたらなと考えられる。従って、達成目標2及び達成目標3について、それぞれ測定指標を設定し、目標値を示すべきである。	対応	・ 達成目標2について、他分野を参考に、令和4年度事前分析表より、測定指標として「立入検査時の違反率」を設定する。目標値については、継続的な改善を目指す観点から、「過去5年の平均値以下」とする。 ・ 達成目標3について、他分野を参考に、令和4年度事前分析表より、測定指標として「家庭用品試買等調査における違反率」（現在の参考指標）を設定する。 違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動するため、目標値は、「過去10年の平均値以下」とする。		医療・生活衛生局

労働・子育てWG

94	村上委員 岩佐委員 皆川委員	Ⅲ-1-1	【達成目標1の主要な指標について】	・ 課題1は「労働時間その他の労働条件が適正に確保されていない労働者が存在する」ということであり、これに対応する達成目標が「労働条件の確保を図る」というもの。すなわち、長時間労働が減っているが、労基法違反の長時間労働がないのが争点であり、36協定の届出件数(指標1)はそのための手段にすぎないと考えられる。したがって、達成目標1に係る主要な指標を見直すべきではないか。	対応	・ 指標を踏まえ、「週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合」を主要な指標に変更する。			労働基準局
95	皆川委員	Ⅲ-1-1	【達成目標1の指標2及び指標3について】	・ 指標2及び指標3は、直近5年度でも安定的に目標値を大きく上回っており、指標としての役割を終えたと考えられることから、達成目標1の進捗状況を把握する指標として別の指標を設定すべき。	今後検討	・ 指標を踏まえ、指標2及び指標3を達成目標から除外する。なお、別の指標としてどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していく。	引き続き検討	・ 達成目標1の進捗状況を把握するための新しい指標として、労基法違反の状況等に関する指標が考えられるが、これについては、例えば、監督指導の実績を基にした場合は、監督指導は違反の疑いがある事業場を対象にするため違反率は高く出る傾向にあり、また、任意アンケート等の自主的な報告を基にした場合は、違反者からの報告はあまりなされないため違反率は低くなる傾向にあるといった課題がある。どのような指標が適切か、引き続き検討していきたい。	労働基準局
96	岩佐委員	Ⅲ-1-1	【達成目標1の指標5について】	・ 外国人労働者に着目し、労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数を指標としているが、相談件数だけでなく、外国人労働者の労働時間の実態や、労基法違反の状況等について把握することが基本ではないか。	今後検討	・ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していきたい。	引き続き検討	・ 達成目標1の進捗状況を把握するための新しい指標として、労基法違反の状況等に関する指標が考えられるが、これについては、例えば、監督指導の実績を基にした場合は、監督指導は違反の疑いがある事業場を対象にするため違反率は高く出る傾向にあり、また、任意アンケート等の自主的な報告を基にした場合は、違反者からの報告はあまりなされないため違反率は低くなる傾向にあるといった課題がある。どのような指標が適切か、引き続き検討していきたい。	労働基準局
97	村上委員	Ⅲ-1-1	【達成目標1の指標6について】	・ 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合については、直近では減少幅が鈍化しており、このままでは令和7年度における目標値の達成が難しいことが想定される。そのため、実績評価書の「施策の分析」欄において、どのような業種で減少幅が鈍化しているのかなど、属性に応じた分析を行い、令和7年度の目標達成に向けて重点的に取り組むべき内容を明確にすることが必要ではないか。	対応	・ 指標を踏まえ、現状分析欄に記載を追加した。			労働基準局
98	村上委員	Ⅲ-1-1	【達成目標1に係る指標の追加について】	・ 参考指標7では、労働基準監督署における定期監督等実施状況を記載しているが、監督指導の結果により、長時間労働等の労基法違反の是正状況等について指標としてはどうか。	今後検討	・ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していきたい。	引き続き検討	・ 達成目標1の進捗状況を把握するための新しい指標として、労基法違反の状況等に関する指標が考えられるが、これについては、例えば、監督指導の実績を基にした場合は、監督指導は違反の疑いがある事業場を対象にするため違反率は高く出る傾向にあり、また、任意アンケート等の自主的な報告を基にした場合は、違反者からの報告はあまりなされないため違反率は低くなる傾向にあるといった課題がある。どのような指標が適切か、引き続き検討していきたい。	労働基準局
99	新田委員	Ⅲ-1-1	【達成目標2の指標8について】	・ 最低賃金額の周知ポスターの認知率を達成目標2の主要な指標として設定しているが、そもそも最低賃金額の認知経路としてポスター又は自治体の広報誌経由というのは1割程度にすぎない。テレビ等の他の媒体経由の認知割合の方が高いことも踏まえると、指標8及び指標9を指標として継続することや主要な指標として設定することは不適切ではないか。		・ ポスターや自治体広報誌は、広く国民に対する周知広報として主要な媒体であると考えており、これらの認知率に関しては引き続き指標として継続していきたい。一方で、指標を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。		・ 最低賃金の周知に関しては、ポスター・リーフレットのほか、特設サイト、Yahoo!をはじめとした検索サイトへの広告表示、LINE及びTwitterの広告配信などを実施しているほか、さらに、都道府県労働局において、地域の実情を踏まえ、地方紙等のメディアによる報道・広報、主要駅前の街頭啓発等の独自の周知広報活動を実施しているが、これらの広報媒体の多くがポスターデザインと連携したデザインとなっているため、その認知度が重要であることから、引き続き指標として活用してまいりたい。なお、ご指摘のあったテレビ等の媒体による広報に関し、都道府県労働局においては、地域等キャラクターやFMラジオ・ローカルテレビといった媒体を用いた広報にも取り組んでおり、引き続き効果的な広報に努めてまいりたい。	労働基準局
100	村上委員	Ⅲ-1-1	【達成目標2の指標9について】	・ 指標9の目標値を引き上げるべき。	対応	・ 過去5か年の実績を踏まえ、目標値を92%に引き上げることとする。			労働基準局
101	岩佐委員	Ⅲ-1-1	【達成目標2に係る指標の追加について】	・ 最低賃金の周知だけでなく、最低賃金を遵守していない事業場の割合がどの程度あるのか等が目標となるのではないか。	対応	・ 指標を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとした。			労働基準局
102	新田委員	Ⅲ-1-1	【達成目標2に係る参考指標の測定指標への変更について】	・ 参考指標12として記載されている最低賃金の未満率を低下させていくことは重視する必要がある。これを測定指標とすることはどうか。また、影響率についても同様に測定指標とすることはどうか検討されたい。	対応	・ 指標を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとした。一方、影響率については、最低賃金の引き上げ幅に直接影響を受けるものであるため参考指標に留めるべきと考える。			労働基準局
103	玄田委員	Ⅲ-1-1	【達成目標2について】	・ 最低賃金の周知については、テレビを通じての認知割合が相対的に高いので、総務省と連携し各地のローカルニュースで最低賃金額を報道していただくことが、周知の面で有効であると考えが、そのような方法も検討されたい。		・ 指標を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。		・ 都道府県労働局においては、地域の実情を踏まえ、地域等キャラクターやFMラジオ・ローカルテレビといった媒体を用いて、創意工夫をこらした広報に取り組んでいるところである。本省においても、より効果的な広報の実施について情報収集しているところであり、引き続き検討してまいりたい。	労働基準局
104	玄田委員	Ⅲ-1-1	【達成目標2について】	・ 課題2と達成目標2が全く同じ内容になってしまっている。課題には、何について問題意識を持っているかを記載し、達成目標には、認識している課題の解決のために具体的に何をするかを記載しないと意味がない。	対応	・ 指標を踏まえて、令和4年度事前分析表より、課題欄及び達成目標欄の記載を以下のように修正した。 課題2:最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する。 達成目標2:最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。			労働基準局
105	玄田委員	Ⅲ-1-1	【全般について】	・ 数字の出所について、どの調査から引用した数字なのか分かるよう極力明確にすべき。	対応	・ 指標を踏まえて、指標5～指標7の実績値について数字の出所が明らかになるよう記載を追加した。			労働基準局
106	新田委員 村上委員 皆川委員	Ⅲ-1-2	【達成目標1の指標1及び指標2について】	・ 業務改善助成金の支給決定件数のみが指標1及び指標2で記載されているが、支給金額、申請件数、執行率等について指標化することを検討されたい。	対応困難	・ 業務改善助成金は、事業場内最低賃金の引上げを行い、生産性向上に資する設備投資等を行うとする事業主が申請し、賃上げの状況を労働局が確認の上、支給決定を行う。このため、支給決定件数が最低賃金引上げ支援の実績を表す最適な指標である。一方、支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、設備投資等の内容により一定の変動があるため、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えず、参考指標とすることとした。 ・ 申請件数については、申請された件数の全数が支給に至るとは限らず、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を定量的に評価する指標とは言えないため、新たに指標化することは適切ではない。 ・ 執行率については、年度ごとの予算額によって分母が変動するため経年で比較することが難しい点や、助成金の支給件数や支給金額が増大した結果として数値が改善するものであり、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を定量的に評価する指標には馴染まない点から、新たに指標化することは適切でない。			労働基準局

107	皆川委員	Ⅲ-1-2	【達成目標1の指標3について】	・ 指標3は業務改善助成金の支給を受けた事業場が、当該事業場の最低時間給以外の労働者の賃金の引上げを行った割合を指標としているが、労使自治に委ねられる部分に対して、どのような政策的なアプローチを考えているか。		・ 具体的な施策については検討中であるが、引き続き、政府一丸となって、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や価格転嫁も含めた取引の適正化等に取り組んでいき、官民連携して賃金引上げの社会的雰囲気醸成していく。		・ 令和5年1月から、賃金引上げに向けた平均的な賃金額の検索機能や賃金引上げ事例等を紹介する「賃金引き上げ特設ページ」を開設し、監督署において、事業主に申し業種・職種等に合わせた平均的な賃金額及び特設ページに関する資料等を提供して、賃金引き上げに向けた検討を働きかけるという取組を開始したところ。これらの政策を実施しながら、賃上げ機運を醸成してまいりたい。	労働基準局
108	岩佐委員	Ⅲ-2-1	【達成目標2の指標2について】	・ 高齢労働者数の増加に伴い、社会福祉施設等での転倒災害が増加していることなどにより、労働災害による死傷者数(休業4日以上)(指標2)が減少していない状況にあることだが、減少させるべきものが増えてしまっている場合には、その事実だけを評価するのではなく、その要因を分析し、分析結果に基づき重点的に取り組むべき施策を考えるべきである。そのストーリーが分かるように、現状分析欄に記載すべき。	対応	・ 指標を踏まえ、現状分析欄(指標2部分)に、労働災害による死傷者数(休業4日以上)が直近で増えてきている要因を追記した。			労働基準局
109	村上委員	Ⅲ-2-1	【達成目標3の指標3について】	・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、令和3年度の全事業所ベースの実績値は59%だが、事業場における労働者数の規模によって、取組状況に差異が見られ、小規模の事業場ではストレスチェック制度の導入も50%台後半にとどまっているとのこと。このような規模別の状況について見えるようし、分析していくことが必要ではないか。	対応	・ 指標を踏まえ、指標3の実績値の表示として、事業所規模別の状況を追記した。			労働基準局
110	村上委員	Ⅲ-2-1	【達成目標3の指標3について】	・ メンタルヘルス対策としては、ストレスチェック制度の有無で判断するのか、それ以外の施策も含むのか。実質的に、ストレスチェック制度の実施の有無で判断するのであれば、同制度を広げていくことが今後の方針となるだろうが、他の施策も含むのであれば、ストレスチェック制度の実施以外の施策に重点を置いて実施していくこともあってはどうか。		・ メンタルヘルス対策には、ストレスチェック制度の実施を含むが、同制度以外の取組内容(※)も含むものである。このうち、特に重点を置いて実施していくべき施策はストレスチェックの実施、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備である。 ※ 指標3の実績値に含まれる取組内容は、メンタルヘルス対策について衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議、メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定・実施、メンタルヘルス対策の実務を担う担当者の選任、教育研修・情報提供、健康診断後の保険指導等を通じた産業保健スタッフにおけるメンタルヘルス対策の実施、職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備、外部機関を活用したメンタルヘルス対策、メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施、その他			労働基準局
111	玄田委員	Ⅲ-2-1	【達成目標3の指標3について】	・ 指標3が目標未達となったのは深刻に考えるべき問題。労働者数50人未満の事業場で取組が進まない理由は何か。要因分析が必要。	対応	・ 指標を踏まえ、現状分析欄(指標3部分)に、労働者数50人未満の事業場で取組が進まない要因として考えられる内容を追記した。			労働基準局
112	玄田委員	Ⅲ-2-1	【達成目標3の指標3について】	・ 小規模事業場ではメンタルヘルス対策の担当者が不在である、情報を十分に入手できない等の事情がある。このような状況に対して、メンタルヘルス対策を含む安全衛生対策はコストではなくメリットであることを事業主にも認識していただく意識改革という手法もあるが、コスト自体を下げるという方法もあるのではないか。具体的には、個々の小規模事業場に担当者や相談窓口等のリソースを設けず、デジタル技術を活用し、必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することも政策課題として考えていくべきではないか。		・ 必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することは重要であると考えている。働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において職場におけるメンタルヘルス対策に係る情報提供及びオンラインも含めた相談の受付を行っている。引き続き、これらの周知広報を行っていく。			労働基準局
113	村上委員	Ⅲ-2-1	【達成目標5の指標6について】	・ 外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数が指標となっているが、作成された教材の活用状況を見える化する観点から、作成件数に代えてウェブサイトのアクセス件数を指標としてはどうか。	今後検討	・ 安全衛生教材においては、事業場や教習機関において教材を一括でダウンロードし、外国人労働者へ配布するパターンがあるため、必ずしもウェブサイトのアクセス件数と教材活用状況が一致しないものと思われる。なお、本事業の在り方については、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。	引き続き検討	・ 安全衛生分科会における審議を経て策定された「第14次労働災害防止計画」において、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進のため、技能実習生を始めとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の見え方のためのビクトグラム安全表示の開発を促進することとされた。 ・ 次年度からの指標については、第14次労働災害防止計画に係る議論等を踏まえて、全体的な指標の構成も含め、今後検討することとしたい。	労働基準局
114	岩佐委員	Ⅲ-2-1	【達成目標5の指標6について】	・ 達成目標5の目指すべきところは、外国人労働者の安全衛生の確保であるならば、まずはその状況を把握し、どのように改善していくかを考えるのが大きな目標であり、当該目標を達成するために周知や研修、事業場への指導といった手段があるのではないか。そのような観点から考えると、外国人労働者の労働災害発生状況について把握していくべきではないか。まずは参考指標という形で現状を示していく方法もあるのではないか。	今後検討	・ 外国人労働者の在留資格や業種別の労働災害発生状況は https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000943974.pdf で公表しているところである。「第13次労働災害防止計画」においては、外国人労働者の労働災害も含め、休業4日以上の死傷災害発生件数を5%以上減少させるという目標を立てて取り組んできたが、高齢化の急速な進展や産業構造の変化等の影響により達成はきわめて困難な状況となっている。外国人労働者の労働災害も含めた労働災害発生件数に係る目標については、どのようなものとするのが適切なのかについて、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。	引き続き検討	・ 安全衛生分科会における審議を経て策定された「第14次労働災害防止計画」においては、「外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合」を増加させることを通じて、外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とすることを目標とすることとされた。 ・ 次年度からの指標については、第14次労働災害防止計画に係る議論等を踏まえて、全体的な指標の構成も含め、今後検討することとしたい。	労働基準局
115	新田委員	Ⅲ-2-1	【その他】	・ 労働安全衛生の体制について、産業医の設置状況、安全衛生委員会又は衛生委員会の活動状況等を指標として追加できないか検討していただきたい。	今後検討	・ 事業場における労働安全衛生の体制の指標の設定については、現在、労働政策審議会安全衛生分科会において2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けて議論しているところであり、それを踏まえて検討することとしたい。	引き続き検討	・ 安全衛生分科会における審議を経て策定された「第14次労働災害防止計画」において、事業場における労働安全衛生の体制の指標として、必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とするという目標を立てたところである。 ・ 次年度からの指標については、第14次労働災害防止計画に係る議論等を踏まえて、全体的な指標の構成も含め、今後検討することとしたい。	労働基準局
116	新田委員	Ⅲ-4-1	【達成目標1の指標1について】	・ 指標1については、実績値が年度によって大きく変動するものではなく、例年目標を達成しているものでもあるため、指標1を引き続き主要な指標として設定することは適切かどうか検討されたい。		・ 労使関係の将来にわたる安定的な推移という、まさに政策目標の核となる部分に関する指標であることから、指標1を引き続き主要な指標として設定することとしたい。			中央労働委員会
117	新田委員	Ⅲ-4-1	【達成目標1の指標1について】	・ 現行の主要な指標として設定されている指標1に代わり、集団的な労働紛争の申立件数を主要な指標としてはどうか。	対応困難	・ 紛争調整事件の申立が来るかどうかは行政でコントロールできない部分であり適切な目標設定が難しいことから、指標1を引き続き主要な指標として設定することとしたい。			中央労働委員会
118	村上委員	Ⅲ-4-1	【達成目標1の指標2について】	・ 平均処理日数が長い事案が終結までの日数に与える影響を考慮し、終結事由ごとの内訳を記載してはどうか。	対応	・ 指標を踏まえ、指標2の各年度の実績値の内訳として、終結事由別の平均処理日数及び当該年度における終結件数を追記した。			中央労働委員会
119	新田委員 村上委員	Ⅲ-4-1	【達成目標1の指標3について】	・ 指標3として、セミナー受講者の満足度を掲げているが、セミナー参加者である時点で労使関係への関心が高く、アンケート回答者数も限定的であるため、指標にする場合であっても参考指標でよいのではないか。集団的労働関係のルール確立・普及の状況を把握するのに指標3が適切な指標なのか。他の方法で認知度の状況を把握する方が適切ではないか。	対応	・ 満足度以外に指標として適切なものではなく、またアンケートも引き続き実施していく方向であるが、指標を踏まえ本件は参考指標とする。			中央労働委員会
120	岩佐委員	Ⅲ-4-1	【達成目標1の指標3について】	・ 労使紛争がどのような分野で発生しているかを分析し、労使に周知することで、労使が労働紛争に発展しない形でスムーズに話し合うことができる素地を形成することができるのではないか。発生した事案を分析し、労使に周知することで、紛争に発展する件数自体を少なくするという発想も必要ではないか。		・ 紛争類型について、令和3年の不当労働行為申立事件について労働組合法第7条の該当号数ごとにもみると、組合員に対する不利益取扱い(25件)、正当な理由のない団体交渉の拒否(40件)、労働組合の運営に対する支配介入等(38件)、労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い(1件)となっている。このように把握している労使紛争の類型については年報において事案の類型ごとの件数を掲載し、公表、周知に努めている。			中央労働委員会

121	松浦委員	V-3-1	【達成目標1の指標2について】	・ 新型コロナウイルス感染症の影響で就業者数が減少したとこのことだが、コロナ禍以前から既に目標未達の状況である。シルバー人材センター以外の高齢者の就業の選択肢が広がっている中で、就業者数によって施策効果を測ることが妥当なのか疑問である。	今後検討	・ 高齢法第38条第1項において、シルバー人材センターは高齢退職者のために就業の機会を確保し、提供することが規定されている。このため、シルバー人材センターが果たすべき役割を評価するための指標としては、「就業延人員数」が適当であると考えていることから、目標は妥当と考えている。一方、70歳までの就業機会確保措置の努力義務が課されるなど、高齢者の就業先が従来よりも多様化している現状を踏まえ、より現状に適した目標設定とすることについて検討する。	引き続き検討	高齢法第38条第1項において、シルバー人材センターは高齢退職者のために就業の機会を確保し、提供することが規定されている。このため、シルバー人材センターが果たすべき役割を評価するための指標としては、「就業延人員数」が適当であると考えていることから、目標は妥当と考えているが、ご指摘を踏まえ「就業延人員数」の目標に加えて、シルバー人材センターの会員や発注者の目線による満足度などを目標とすることができないか検討しているところ。	職業安定局
122	玄田委員	V-3-1	【達成目標1の指標2について】	・ シルバー人材センターは制度として定着している段階であるため、就業者の属性分析等により質的改善を目指す段階ではないか。70歳までの就業機会を確保するための措置についての努力義務が導入された段階で、どのような質的な目標を設けるか検討すべきである。	今後検討	・ 高齢法第38条第1項において、シルバー人材センターは高齢退職者のために就業の機会を確保し、提供することが規定されている。このため、シルバー人材センターが果たすべき役割を評価するための指標としては、「就業延人員数」が適当であると考えていることから、目標は妥当と考えている。一方、70歳までの就業機会確保措置の努力義務が課されるなど、高齢者の就業先が従来よりも多様化している現状を踏まえ、より現状に適した目標設定とすることについて検討する。	引き続き検討	高齢法第38条第1項において、シルバー人材センターは高齢退職者のために就業の機会を確保し、提供することが規定されている。このため、シルバー人材センターが果たすべき役割を評価するための指標としては、「就業延人員数」が適当であると考えていることから、目標は妥当と考えているが、ご指摘を踏まえ「就業延人員数」の目標に加えて、シルバー人材センターの会員や発注者の目線による満足度などを目標とすることができないか検討しているところ。	職業安定局
123	皆川委員	V-3-1	【達成目標1の指標3について】	・ 指標3に記載している「65歳～69歳の就業率」の算定には、シルバー人材センターの会員が就業したケースも含まれるのか。		・ 当該指標における就業率は総務省実施の労働力調査から引用しており、15歳以上の人口に占める「就業者」の割合で計算され、本調査における「就業者」の定義は調査期間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者等である。このため、シルバー人材センターの会員が調査期間中に1時間以上就業していれば「就業者」に該当するため、就業率の算定に含まれることになる。			職業安定局
124	村上委員	V-3-1	【達成目標1の指標4について】	・ 高齢労働者処遇改善促進助成金に関する指標4の令和3年度実績値が0人となった要因として、新型コロナウイルス感染症の影響以外に何か要因はあるのか。要因を明らかにしておかないと、今後に向けた改善ができないのではないのか。		・ 新型コロナウイルス感染症の影響以外では、令和3年度は事業初年度であり、周知・広報が効果的に実施できなかった。また、事業主が高齢雇用継続給付の受給総額を減らすためにどのような取組をすればよいか、どの程度賃上げした場合に高齢雇用継続給付の受給総額が減少するののか等について、分かりにくい制度となっていたことも要因として考えられる。そのため、事業主が取り組みやすい仕組みとなるよう、制度設計の在り方も含めて検討を行っているところ。		高齢労働者処遇改善促進助成金の支給対象事業主の要件について、高齢労働者の賃金規定等を改定し、高齢雇用継続基本給付金の受給者の時間当たりの所定内賃金を60歳時点と比較して75%以上にすること等とする見直しを行うとともに、添付書類の簡素化等を実施することとしており、改正省令及び改正支給要領を令和5年4月1日に施行予定。	職業安定局
125	村上委員	V-3-1	【達成目標2の指標5について】	・ コロナ禍での実態を明らかにするため、新規求職申込件数の増減状況も踏まえ、就職率等を参考指標として記載してはどうか。	対応	・ 指標を踏まえ、「目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」欄に就職率を記載した。			職業安定局
126	村上委員	V-3-1	【達成目標2の指標7及び指標8について】	・ 精神障がい者は2018年に雇用義務対象となったが、実績評価書に記載の通り、就職件数が増加する一方、障害特性から職場定着に課題が残る。精神障がい者の就労促進・職場定着を進める観点から、短時間労働者への特別措置も実施されていることから、精神障がい者の職場定着率などを新たに指標として設けてはどうか。	今後検討	・ 精神障害者の職場定着については、職場環境や人間関係その他疾病、投薬管理など様々な要因が影響しうると考えられることから、政策評価の指標として設定することについては慎重な検討が必要であると考えている。	引き続き検討	「WG開催後の対応状況」にあるとおり、精神障害者の職場定着については様々な要因が影響しうるため、職場定着率を政策評価の指標として設定することについては引き続き慎重に検討していく。	職業安定局
127	村上委員	V-3-1	【達成目標2の指標7及び指標8について】	・ 指標7及び指標8における支援を受け、次の段階に移行した者の実数を示すことで、相談支援の状況が明確になるため、記載をお願いしたい。	対応	・ 指標を踏まえて、指標7及び指標8の実績値の算出式及び各年度の分母・分子の実数を指標7及び指標8の目標値の設定根拠欄に追記した。			職業安定局
128	新田委員 村上委員	V-3-1	【達成目標3について】	・ 施策目標に「就職氷河期世代」という文言が明記されているにもかかわらず、本評価書には就職氷河期世代に対する記述がない。今後、就職氷河期世代についても記載することだが、既に政府として就職氷河期世代への支援に取り組んできて、3年間で正規雇用を30万人という目標を掲げていたが未達成となった。そのため、参考指標でもよいので、本評価書に何らかし記載をすべきである。	対応	・ 指標を踏まえ、施策目標において「就職氷河期世代」を明記する予定であることから、令和3年度の実績を記載した本実績評価書においても、現状分析欄(達成目標3部分)に、就職氷河期世代に対する支援についての記載を追記した。なお、令和4年度以降、具体的には、新たに「ハローワークの専門窓口における正社員就職率」と「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合」といった指標を設定予定である。			職業安定局
129	新田委員	V-3-1	【達成目標4の主要な指標について】	・ 指標15の就職件数だけでなく、指標16の就職率も主要な指標とすべきではないか。	対応	・ 指標を踏まえ、就職率についても達成目標4の主要な指標とすることとした。			職業安定局
130	村上委員	V-3-1	【達成目標4の指標14について】	・ 指標14の外国人就労・定着支援事業は、身分に基づく在留資格を有する外国人労働者のみが対象となっているが、その他の在留資格で働く外国人労働者に対しても就労支援の取り組みを実施しているはずである。それらも含めた総合的な指標の設定を検討してほしい。		・ 当該事業では、身分に基づく在留資格を有する者を主な対象としているものの、当該在留資格に限らず、ハローワークが受講が必要であると認める者については研修の受講が可能。指標14は、当該事業における研修受講者数であり、これには身分に基づく在留資格以外の者も含まれている。			職業安定局
131	玄田委員	V-3-1	【全般】	・ 本施策目標に含まれる内容が非常に多く、評価の枠組みとして適切なか。本施策目標は属性に基づき課題を抱える者に対する就労支援という共通要素もある。そのため、適切な評価を行うためにも、属性別の縦割りの評価を行うのではなく、ハローワークでのチーム支援、トライアル雇用、人手不足産業や中小企業とのマッチング等の属性を通じて共通する課題に着目して評価を行う方法に改めるべきではないか。	今後検討	・ 指標を踏まえ、個々の属性別に達成目標を設定する方式から、各属性に共通する課題にフォーカスした上で、達成目標を設定する方式を検討していく。	対応困難	施策目標V-2-1「社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」と同様に、各種の施策は、密接に関連し合い一体不可分のものであることから、これを一概に切り離すことは難しいと考えている。	職業安定局

福祉・年金WG

132	平野委員	VIII-2-1	【達成目標1について】	・ 今後、未経験者も介護分野に積極的に参入いただき、介護職員数(指標1)を増やす場合に、相対的に、介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合(参考指標7)が低下する可能性も考えられる。介護職員数(指標1)を増やしつつ、介護福祉士従事者数(指標4)及び介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合(参考指標7)についても増加させることが課題。		・ 現在行っている様々な事業についても、事業実績を踏まえて、メニューの拡充等を行うことで目標達成を目指している。なお、人数の確保だけでなく、質の向上を図るための取組も継続していく。また、必要となる介護職員数(指標1)については現在、学識者等を交えてその推計方法の検討を行っているところであり、令和6年度中に見直しを行うこととしている。		介護人材確保にあたっては、多様な人材の参入促進や、職場環境の改善による離職防止、人材育成の支援などについて総合的に取り組むことが重要と考えている。その中で介護福祉士を目指す方への修学資金の貸付事業や有資格者の復職支援などを行っており、引き続き介護福祉士を含めた介護の仕事を目指す方が増えるようこれらの取組を行っている。	社会・援護局
133	藤森委員	VIII-2-1	【達成目標1について】	・ 令和5年度に233万人の介護職員数を確保することが目標(指標1)となっているが、コロナ禍で人材確保が難しい面があると思われる。これまでの施策の延長で令和5年度に233万人という目標を達成できるのか。				現在、介護保険制度の見直しの検討の中でも総合的な介護人材確保対策について議論されており、この制度見直しと連携しながら、既存の補助事業等についてもメニューの拡充等を図り目標達成を目指していく。	社会・援護局
134	藤森委員	VIII-2-1	【達成目標1について】	・ 指標2(「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数)について、総合判定欄に「令和元年度と令和2年度の実績を踏まえ、令和3年度は516人程度まで到達すると考えられる」との記載があるが、これは令和元年度と令和2年度の実績値を単純平均したもの。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オフラインの研修が実施できなかったため、実績が大きく減少しており、その実績値を単純平均して、令和3年度の見込み値を算出することは不適当ではないか。	対応	・ ご指摘を踏まえ、指標2については、現段階では、判定不能とした。			社会・援護局
135	平野委員	VIII-2-1	【達成目標1について】	・ 指標3(地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数)は、全ての都道府県で基金等を活用した資質向上の取組が行われることを目標としており、実績としても全ての都道府県で実施されている(目標を達成している)状況。そのため、指標を別の内容に変える必要。	対応	・ ご指摘のとおり既に目標が達成されているので、令和4年度事前分析表からは本指標を削除することとしている。			社会・援護局

136	藤森委員	Ⅷ-2-1	【達成目標1について】	・ 指標5(介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得率)について、令和3年度目標値が設定されていないが、同じような指標である指標13(福祉・介護職員処遇改善加算取得率)は令和3年度目標値が設定されている。中長期的な目標だけでなく、そこに至るプロセスとして、各年度の目標値も設定すべきである。	対応	・ 今後は、毎年度の目標値を設定することとする。			社会・援護局
137	平野委員	Ⅷ-2-1	【達成目標1について】	・ 介護人材の確保についての都道府県の格差を是正することに関連した指標を設定することはできないか。また、地域包括ケア見える化システム等により、人材確保の目標を達成できていない都道府県について、どのように改善していくかという点も課題である。	対応困難	・ 「見える化」システムに掲載されている介護職員の需要見込みについては、足下の介護職員数を基準に介護保険事業計画において見込まれる将来のサービス利用者の見込み数で単純推計したものであり、介護分野の生産性の向上など職員配置に影響を与える取組の効果を加味していない。 ・ この指標を用いて単純に都道府県別の介護職員の充足を判断することは、生産性向上などに取り組む又は今後取り組む自治体にとっては不利な指標となるため、人材確保の達成状況ではなく現在設定されているような各種施策における取組状況を指標とすることが適切かと考える。			社会・援護局
138	岩崎委員	Ⅷ-2-1	【達成目標3について】	・ 施策目標には「福祉サービスの質の向上を図ること」と記載されているが、達成目標3の障害福祉分野については、処遇改善加算の取得率しか指標として設定されていない。障害福祉の質の向上に係る指標を設定すべき。		・ 質の高い障害福祉サービスを提供していくためには障害福祉人材の確保・定着が必要であり、処遇改善に取り組むことが重要と考え、この指標を設定している。また、処遇改善加算の取得要件には職場環境等の取組を行うことが含まれており、この点からも現在設定している指標が適切であると考える。			社会・援護局
139	菊池委員	Ⅷ-2-1	【全般について】	・ 指標2(「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数)のように、令和3年度の目標値は令和元年度及び令和2年度の実績値よりも低い目標設定となっている。工程表のKPIとして設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、より高い目標を設定し、それをどのような手段で達成するのかが示すことが政策評価の重要な意義であるため、是非意識すべき。	対応	・ 目標値の設定方法については、本施策目標に限らず、工程表のKPIとして設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、KPIとして設定されている水準以上を目指すことが妥当であると考えられるものについては、直近の実績値を踏まえた目標水準となるよう目標値を設定する旨を事前分析表の記載要領に明記することとする。			社会・援護局
140	菊池委員	Ⅷ-2-1	【全般について】	・ 達成目標1として記載されている内容自体が課題でもあり、複数の要素に分解できるのではない。人材を確保すること自体が難しい場合に、生産性の向上等によるサービスの質の維持向上、間接業務のあり方も含め、厚労省の施策も変化している。その変化に合わせて、施策目標や達成目標を見直した上で、新たに設定した施策目標や達成目標を達成するために、どのような指標を設定したらよいか見直すべきではないか。		・ 施策目標については、必要に応じて年度末に政策体系を改正して見直しを行っている。達成目標の設定が雑駁なものとなっている点は多くの施策目標に当てはまる御指摘であるため、順次見直しを行っていくこととする。 ・ その上で、直接的に言及のあった、本施策目標の達成目標1については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、総合的な介護人材確保に取り組むとされていることを踏まえ、介護職員数を主要な指標として設定し、その他の各施策に関する指標を盛り込むという現時点の整理で適切と考える。			社会・援護局
141	藤森委員	X-1-1	【達成目標1について】	・ 課題1として記載されている「持続可能な公的年金制度等を構築すること」という内容に対し、測定指標1は「必要な法令の整備」が目標となっているが、政策評価のロジックモデルとして妥当なのか。	今後検討	・ 「公的年金制度等の改善」については、委員からの指摘を念頭に置いた上で次年度以降の対応を検討する。	対応	公的年金制度は、5年に一度の単位で財政検証を行い中長期的な視点で制度改革を検討することを前提としており、目標の達成状況を毎年検証することは難しい。このような状況で、目標の達成に関わる指標として、委員からの提案に基づき、年金教育に関する指標を追加する。	年金局
142	藤森委員	X-1-1	【達成目標1について】	・ 持続可能な公的年金制度の構築という達成目標に対しては、年金に対する国民の不安を解消し、国民の理解を得ていくことが重要であると考え。そのため、参考指標3として記載している、年金教育の実施回数に関して、財政検証結果を分かりやすく伝えることや、高校の「公共」の授業で年金教育が始まったので、高校に対する情報提供等を必要な法令整備に替えて指標にできないか。	今後検討	・ 「公的年金制度等の改善」については、委員からの指摘を念頭に置いた上で次年度以降の対応を検討する。	対応	公的年金制度は、5年に一度の単位で財政検証を行い中長期的な視点で制度改革を検討することを前提としており、目標の達成状況を毎年検証することは難しい。このような状況で、目標の達成に関わる指標として、委員からの提案に基づき、年金教育に関する指標を追加する。	年金局
143	菊池委員	X-1-1	【達成目標1について】	・ 基本目標⇒施策大目標⇒施策目標というように、基本目標から施策目標に目標に落とし込まれるはずだが、現状では、施策目標よりも施策大目標の方が具体性がある記載となっている。評価方式を改めるか、年金教育の実施回数のように「国民からの信頼、安心」にフォーカスして定量的な指標設定可能な達成目標、ひいては施策目標を設定するか。いずれかの対応を検討すべき。	今後検討	・ 「公的年金制度等の改善」については、委員からの指摘を念頭に置いた上で次年度以降の対応を検討する。	対応	公的年金制度は、5年に一度の単位で財政検証を行い中長期的な視点で制度改革を検討することを前提としており、目標の達成状況を毎年検証することは難しい。このような状況で、目標の達成に関わる指標として、委員からの提案に基づき、年金教育に関する指標を追加する。	年金局
144	藤森委員	X-1-2	【達成目標1の指標1】	・ 指標1は、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金という3つの私的年金をまとめているが、それぞれ普及を目指していると思われるため、分けて記載してはどうか。	対応	・ 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それぞれの加入者数を、参考指標として記載することとした。			年金局
145	藤森委員	X-1-2	【達成目標1の指標1】	・ 指標1のような加入者数だけでなく、私的年金制度のカバー率(特に第1号被保険者にとつての国民年金基金加入割合)を示すことはできないか。	対応	・ 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する国民年金基金加入者数の割合を、参考指標として記載することとした。 (※)農業者年金基金加入者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。			年金局
146	藤森委員	XI-1-4	【達成目標1について】	・ 指標1は、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が変わっているため、別枠に記載する等の記載を分ける必要がある。	対応	・ 指標を踏まえ、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が異なることが分かるように別枠に実績値を記載した。また、平成30年度～令和2年度の実績値の単純平均を元に指標の達成状況を判定していたが、令和2年度以降は指標内容が異なることを踏まえ、指標の達成状況も「- (判定不能)」に見直した。			老健局
147	藤森委員	XI-1-4	【達成目標1について】	・ 達成目標1に係る効率性の評価として、「適切な評価を行うため、毎年度、評価指標の文言の見直しを検討を行っており、効率的な取組が行われていると評価」と記載されているが、評価指標の文言を毎年度行うことが、効率的な取組と評価できるというのはどのような関係性になっているのか。	対応	・ 指標を踏まえ、「効率性の評価」については、保険者が行う介護給付適正化事業や地域包括ケア見える化システムを活用した支援について効果的な取組が行われているとの記載に修正した。介護給付適正化事業について、平成30年度から令和2年度の間、概ね毎年度同程度の予算額及び執行額にて推移している。一方で実績値は指標内容が同一の平成30年度から令和元年度にかけては改善しているため、効果的な取組が行われていると評価できるとの記載に修正した。			老健局
148	菊池委員	XI-1-4	【達成目標2について】	・ 指標2及び指標3について、要介護認定の事務は自治事務である以上、自治体間での差異が全く許容されないものではなく、これまでの推移で、ある程度ばらつきが縮小してきており、今後はこれ以上ばらつきが広がらないことが課題なのではないか。その場合には、指標2及び指標3自体の評価の在り方(毎年度:前年度に比べ縮小という目標値の設定)を見直す必要があるのではないか。	対応	・ 指標2及び指標3について、目標値を「基準値を下回る」に修正する。なお、引き続きこれまでの傾向に変化が生じているかについても注視していく。			老健局

149	平野委員	X I - 1 - 4	【達成目標2について】	<ul style="list-style-type: none"> 指標4について、地域密着型サービス事業所数の絶対数が増加していくことを評価することは、絶対数が一定割合存在しない段階では意味があるが、ある程度絶対数が増えているので、地域密着型サービス事業所数の増加と施設への入所割合の関係を分析することは可能ではないか。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービスの利用者数と施設系サービスの入所者数の推移の比較等は可能であるが、例えば、地域密着型サービス以外のサービス(指定居宅サービス)の増加や死亡等による入所の終了など、それぞれの増減理由が様々であり、地域密着型サービスの利用者数や事業者数と施設系サービスへの入所割合の関係を一概に数値で分析することは困難であると考え。 			老健局
150	菊池委員	X I - 1 - 4	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 施策目標には「介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る」との記載がある。また、現在、社会保障審議会介護保険部会でも、タスクシェア、タスクフティング、文書負担の軽減、経営の大規模化等のこの評価書には記載されていない点も議論されており、厚生労働省として中長期的に進めていこうとしている内容は、随時指標として取り入れるなど、政策評価にも反映していくべき。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、適宜、指標の見直しを検討していく。 	引き続き検討	<p>社会保障審議会介護保険部会において、生産性の向上等に係る幅広い論点が議論・取りまとめがなされたところであり、定量的な評価が可能な「介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業者数」を事前分析表に追加し、サービスの質と量を一体的に確保する生産性向上の取組の広がりを把握することとした。引き続き各論点について、新経済・財政再生計画改革工程表における目標評価項目もふまえつつ、適宜、指標の見直しを検討してまいります。</p>	老健局